

地球温暖化対策担当

区有施設の二酸化炭素排出量の削減

地球温暖化対策担当

概 要

区は、区が一事業者として区有施設における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を削減するため、「港区環境基本条例」に基づき、区有施設の環境性能の向上、設備機器の運用改善、二酸化炭素排出量の少ない電力の使用、職員の日常的な省エネルギー等に率先して取り組んでいます。

内 容

1 二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量実績の算出

（１）二酸化炭素排出量（※1）

区長部局					
年度	2	3	4	5	6（※2）
総量（t-CO ₂ ）	12,793	13,108	10,661	9,559	5,696
延床面積（㎡）	446,118	453,778	458,900	452,318	446,509
面積当たりの排出量（t-CO ₂ /㎡）	0.0287	0.0289	0.0232	0.0211	0.0128
教育委員会					
年度	2	3	4	5	6（※2）
総量（t-CO ₂ ）	7,556	10,053	8,478	7,973	4,954
延床面積（㎡）	322,502	334,758	356,457	349,813	352,730
面積当たりの排出量（t-CO ₂ /㎡）	0.0234	0.0300	0.0238	0.0228	0.0140

（２）エネルギー使用量（※1）

区長部局					
年度	2	3	4	5	6
総量（KL）	9,081	9,352	9,717	9,623	9,122
延床面積（㎡）	446,118	453,778	458,900	452,318	446,509
面積当たりの使用量（KL/㎡）	0.0204	0.0206	0.0212	0.0213	0.0204
教育委員会					
年度	2	3	4	5	6
総量（KL）	6,810	7,382	7,990	8,072	7,715
延床面積（㎡）	322,502	334,758	356,457	349,813	352,730
面積当たりの使用量（KL/㎡）	0.0211	0.0221	0.0224	0.0231	0.0219

※1 各年度の換算係数を使用して算出しています。

※2 令和6年度実績より基礎排出係数の算出方法が変更となっています。

2 法令に基づく区有施設のエネルギー使用量等の報告

区では、区有施設のエネルギー使用量の把握、集計及び管理を行うとともに、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づいて、エネルギー使用量等を国や東京都へ報告しています。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

港区環境基本条例

概 要

環境負荷の少ない生活文化を形成するため、環境保全について関心を持ち、考え、行動するための情報発信、学習及び交流の場として、セミナー、ワークショップ、展示等を実施しています。

施設概要

所 在 地：浜松町一丁目 13 番 1 号

延 べ 面 積：1,157.98 平方メートル

開設年月日：平成 20 年 6 月 1 日

開 館 時 間：午前 9 時 30 分～午後 8 時

休 館 日：毎月第 4 月曜日（祝日と重なるときはその翌日）、年末年始
※臨時休館あり

ホームページ：<https://minato-ecoplaza.net>

施 設 内 容：エントランスホール、メインフロア（ラーニングルーム等）、会議室、ビオトープ

管 理 運 営：港区エコみらいプロジェクト（指定管理者）

指定管理期間：令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月

根拠法令等

港区立エコプラザ条例

港区立エコプラザ条例施行規則

港区立エコプラザ運営要綱

港区立エコプラザ利用登録要綱

事業開始時期

平成 7 年 6 月 暫定施設として旧鞆絵小学校に開設

平成 20 年 6 月 現所在地に移転し、本格開設



事業の実施状況

1 来館者数及び開館日数

（単位：人、日）

年度	2	3	4	5	6
来館者数	52,314	70,504	73,281	70,441	84,695
開館日数	288	347	347	348	347

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月、5 月は臨時休館

2 令和6年度講座等内容（抜粋）

講座名	内容	開催回数 (参加者数)
こども自然教室	エコプラザと区内の菜園で野菜栽培の体験を通して、楽しく自然環境を学ぶ講座	7回 (延 125 人)
都会のミツバチ飼育講座	港区内で実践しているミツバチの飼育作業を通して、都会の自然とミツバチが活動できる環境について学び、「人、まち、自然」の関係を考える講座	9回 (延 107 人)
らんま先生のエコ実験パフォーマンスショー	実験やサイエンスショーを通して様々な環境問題を学び、環境に配慮した暮らしについて考える講座	1回 (56 人)
紙すきワークショップ	エコプラザで収穫したコウゾなどの和紙材料を使った紙すき体験を通して、伝統和紙作りと自然環境の関係性を学ぶ講座	3回 (延 48 人)
しろくま写真家に聞いてみよう！しろくまのこと、地球温暖化のこと	シロクマの生態や、シロクマが住む北極圏の環境の変化を通して、リアルな地球温暖化の現状について学ぶ講座	1回 (38 人)
森がささえる命のこと	パーム油の材料となるパームヤシの原産国であるボルネオの環境や消費の背景にある問題、環境負荷などについて学ぶ講座	3回 (延 71 人)
ビオトープ研究室	エコプラザのビオトープと有栖川宮記念公園をフィールドに身近な生きものについて学ぶ講座	4回 (延 71 人)
リユース♡♡ブリッジ～子ども服の交換会～	子どもが成長して着ることができなくなった子ども服の交換会を通じて、身近なところからリユースの輪を広げる資源循環の取組	2回 (延 32 人)



■こども自然教室の様子



■都会のミツバチ飼育講座の様子

概要

環境保全への意識を高め、環境に配慮したライフスタイルの実践を広く普及させることを目的とし、区民や事業者が環境に関する取組や情報を発信・交換し、交流する場として開催するイベントです。令和6年度までに43回開催しています。

内 容（令和6年度）

主 催 港区
開催日時 令和6年5月18日（土）午前10時～午後3時
会 場 区立有栖川宮記念公園（港区南麻布5-7-29）
内 容 緑のカーテン用苗の無料配布
リサイクル用品のバザー
自然素材を用いた体験型ワークショップ
出展団体の環境に関する活動の紹介、パネル展示
布団・不用園芸土・廃食用油の回収
フードドライブ（未利用食品の回収）
エコクイズラリー（各出展団体が環境に関するクイズを出題）
ステージイベント（省エネ・節電体験など）

事業開始時期

昭和55年度

事業の実施状況

年度	2	3※	4	5	6
開催日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	12月1日（水）～1月31日（月）	5月21日（土）	5月20日（土）	5月18日（土）
出展団体数		—	19	26	24
来場者数		245人（Webサイト訪問数）	約1,680人	約3,444人	約4,730人

※令和3年度はオンライン開催



■会場の様子



■ステージの様子

小・中学生の環境に関する自主研究

地球温暖化対策担当

概 要

環境に配慮した行動の大切さを学ぶことを目的として、小・中学生の環境に関する自主的な研究作品を募集し、優れた作品を表彰・展示します。

内 容

応募資格 区内在住又は在学の小学校４年生から中学校３年生までの児童又は生徒

応募区分 個人又はグループ

テ ー マ エネルギー・水・大気・節電・緑・生きもの・リサイクル・ごみなどの環境問題や環境保全に関すること

作品要件 模造紙２枚以内又はレポート用紙３０枚以内（形式は自由）

審 査 区が設置する審査会で審査し、各応募区分につき、最優秀賞、優秀賞及び独創賞を選定

展 示 入賞作品は、エコプラザや港区役所等で展示

根拠法令等

港区小・中学生の環境に関する自主研究作品表彰実施要綱

事業開始時期

平成４年４月

事業の実施状況

(単位：点)

年度			2	3	4	5	6
応 募 作品数	小学生	個人の部	243	213	209	295	251
		グループの部	1	3	8	1	0
		小計	244	216	217	296	251
	中学生	個人の部	553	426	428	283	82
		グループの部	20	11	1	13	0
		小計	573	437	429	296	82
	合計		817	653	646	592	333

概 要

家庭における環境にやさしい行動の実践を支援し、二酸化炭素排出量の削減を促進することを目的として、区民の環境にやさしい自発的な行動やイベントへの参加に対してポイントを付与する「みなとエコチャレンジ」を実施します。ポイント数に応じて、景品と交換します。

内 容（令和6年度）

- 1 対象者
区民（世帯単位での参加）
- 2 参加方法
「みなとエコチャレンジ」専用ホームページから参加登録
- 3 ポイント内容（主なもの）

ポイントの種類	付与条件	ポイント数
環境に優しい電力ポイント	再生可能エネルギー100%電力を利用する	1,000 ポイント
エネルギー使用量確認ポイント	電気・ガス・水道使用量を記録して、前年同月の使用量と比較する	〈電気、ガス〉 3か月ごとに 100 ポイント 〈水道〉 6か月ごとに 100 ポイント
環境行動チェックポイント	環境に配慮した行動の実践について3か月ごとに記録する	3か月ごとに 50 ポイント
環境行動ポイント	環境イベント等に参加する（あきる野環境学習、エコライフ・フェアMINATO等）	100 ポイント×参加回数（上限） 1世帯当たり 1,200 ポイント
	エコマークを収集する	50 ポイント×エコマーク枚数（上限） 1世帯当たり 300 ポイント
	緑のカーテンを育成する（窓の外や壁面に設置）	500 ポイント
	省エネルギー性能の高い家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・照明器具等）を購入する	各 200 ポイント
	太陽光発電システム、蓄電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、高断熱サッシ、日射調整フィルムを設置する	

4 景品（主なもの）

景品名	交換 ポイント数
あきる野環境学習の優先参加券（1回1グループ4人まで）	1,000
区内共通商品券（500円分、1世帯あたり年間2枚まで）	700
バンブーカトラリーセット	700
間伐材貯金箱	500
間伐材パズル／港区ジャムムノート	300

事業開始時期

平成24年7月

事業の実施状況

年度	2	3	4	5	6
参加世帯数	720世帯	797世帯	890世帯	981世帯	1,058世帯
ポイント交換世帯数	90世帯	91世帯	115世帯	125世帯	113世帯
交換ポイント数合計	163,625 ポイント	115,900 ポイント	149,400 ポイント	180,900 ポイント	158,100 ポイント

概 要

区民の多くが集合住宅に居住するという区の特性を踏まえ、集合住宅共用部分におけるエネルギー使用量の効果的な抑制を支援することにより二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷低減を図ります。

内 容

1 港区マンション省エネガイドブックの作成及び配布

集合住宅共用部分の省エネルギー対策をまとめた省エネガイドブックを作成し、配布します。

2 省エネコンサルタントの派遣

希望する集合住宅の管理組合等を対象に、省エネコンサルタントを集合住宅1棟につき最大4回派遣し、エネルギーの使用状況等を診断します。集合住宅共用部分の設備改修や運用改善等、省エネルギー化に関する提案や、区分所有者間の合意形成を円滑に進めるための助言を行います。

根拠法令等

港区集合住宅省エネコンサルタント派遣実施要領

事業開始時期

平成 25 年 7 月

事業の実施状況

省エネコンサルタントの派遣

年度	2	3	4	5	6
派遣棟数	34 棟	45 棟	45 棟	59 棟	42 棟
派遣回数	延 68 回	延 88 回	延 91 回	延 120 回	延 83 回

概 要

企業や各種団体の本部機能が集中している区の特性を生かし、事業者、区民及び区が連携して環境保全活動に取り組むことを目的とし、新しい協働の場として設立した任意団体です。

区は、当該会議の会員であるとともに、事務局の運営を支援します。

内 容

会員が中心となり、環境保全に関する普及啓発活動を実施します。また、会員の情報収集の場として環境に関するセミナーや講演会を実施します。当該会議は、会員の会費で運営します。

事業開始時期

平成 18 年 5 月

事業の実施状況

1 会員事業者数 (単位：者)

年 度	2	3	4	5	6
事業者数	58	57	60	61	57

※ 各年度 3 月末現在

2 事業実績

(1) セミナー・講演会

会員事業者が環境に関する最新の情報を収集する機会として実施

年度	開催回数	参加人数 (延)	実施内容
2	4 回	74 人	・ S D G s について ・ サーキュラーエコノミーについて 他
3	4 回	69 人	・ 再生可能エネルギーと社会 ・ C O P 26 を受けて今後の展望 他
4	3 回	32 人	・ 健康に生きるために S D G s でできること ・ S D G s と経営について 他
5	3 回	42 人	・ カーボンニュートラルによる各業界への影響 とチャンス ・ 伝統文化の落語で学ぶ海洋ごみ問題 他
6	3 回	43 人	・ 企業のイノベーション、個人の消費行動を通 じた環境問題への関わり ・ 締約国会議から学ぶ、企業がすること 他

(2) エコツアー

会員事業者が情報を収集する機会として、環境配慮型施設等の見学会を実施

年度	開催回数	参加人数 (延)	見学場所
2	1回	12人	・浜松町駅周辺、ウォーターズ竹芝、ヤマツピア桟橋、天王洲アイランド
3	1回	19人	・東京ポートシティ竹芝、ウォーターズ竹芝
4	1回	14人	・リコージャパン株式会社 田町営業所
5	1回	10人	・株式会社TBSホールディングス TBS放送センター
6	1回	22人	・アクセンチュア・イノベーション・ハブ東京

(3) 打ち水大作戦

「打ち水」の普及、啓発を目的として実施

年度	開催回数	参加人数 (延)	会 場
2	2回	16人	・港区役所 ・トヨタモビリティ東京 芝浦本社、三田店
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
4	2回	117人	・東京ポートシティ竹芝 オフィス棟 ・日比谷通り
5	2回	124人	・東京ポートシティ竹芝 オフィス棟 ・浜松町駅北口交通広場（ハマサイト）
6	5回	395人	・東京ポートシティ竹芝 オフィス棟 ・浜松町駅北口交通広場（ハマサイト） ・日比谷通り ・品川セントラルガーデン ・パソナグループ本社前

(4) エコバザー

会員事業者等からの提供品を販売し、収益は区内の子どもの環境教育に関する用途に充てる（保育園等への木製の玩具の寄付等）

年度	開催回数	会場
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
4	2回	・有栖川宮記念公園 ・芝公園
5	2回	・有栖川宮記念公園 ・芝公園
6	2回	・有栖川宮記念公園 ・増上寺

(5) 企業と環境展

会員事業者の環境保全に関する取組の発表、区民を対象としたワークショップ、カフェのテーブルへの広告掲出及び環境・CSR報告書の展示等

年度	開催期間	会場
2	10/23	エコプラザ
3	10/15	
4	11/11～11/13	東京ポートシティ竹芝
5	10/13～10/15	六本木ヒルズ内「ヒルズカフェ」
6	10/18～10/20	

※ 令和2・3年度は、オンラインも併用し、シンポジウム・会員事業者の取組の発表を実施。

(6) スポーツGOMI 拾い大会

ごみ拾いをスポーツに見立て、チーム対抗で集めたごみの質と量をポイントに換算し、その得点を競うイベント

年 度	開催回数	参加人数	会 場
2	1 回	75 人	J R新橋駅周辺
3	1 回	113 人	
4	1 回	120 人	
5	1 回	104 人	
6	1 回	137 人	

(7) クリーンアップ大作戦

会員による区内清掃活動

年 度	開催回数	参加人数	会 場
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		浜松町付近
3	1 回	20 人	
4	1 回	53 人	
5	1 回	51 人	
6	1 回	57 人	

(8) m e c c E X P O

会員事業者の環境保全に関する取組のパネル展示

年 度	開催期間	会 場
2	1/4～1/26	エコプラザ（1 階展示スペース）
3	1/4～1/26	
4	1/12～1/27	
5	2/1～2/28	
6	2/1～2/26	
	3/7～3/14	港区役所本庁舎（1 階ロビー）

(9) 使用済みカイロ回収キャンペーン

使用済みカイロを再利用し、水質改善につなげる団体へ寄付を行う活動

年 度	時 期	場 所
5	1 月～3 月	m e c c 会員事業所、港区役所等
6	12 月～2 月	m e c c 会員事業所、港区役所等



■スポーツGOMI 拾い大会



■m e c c E X P O

概 要

区内において環境に配慮した行動を自主的に行う区内事業者が取組内容を宣言し、区がその宣言した店舗や事業所を、「みなとエコ宣言登録店（事業所）」（以下「登録店」といいます。）として登録します。

登録店は、宣言内容を記入した登録ステッカーの店頭等への掲出、事業のロゴの名刺への印刷等により、取組内容をPRします。

区は、登録期間中、登録店の情報（所在地、営業時間、URLなど）、宣言内容及び特徴のある取組等を区ホームページで紹介することにより、登録店の環境に配慮した取組を支援します。

内 容

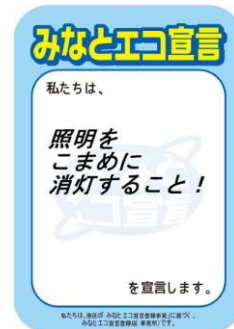
対 象 区内事業者

宣言内容 事業者が実施する環境に配慮した取組
(例)

「区や地域の環境保全活動に積極的に参加することを宣言します。」
「夏場の営業日には、毎日店頭で打ち水を行うことを宣言します。」
「CO₂の排出量が少ない電気を使用することを宣言します。」
「エコバッグの利用を推奨することを宣言します。」 など



■ロゴ



■ステッカー

根拠法令等

みなとエコ宣言登録事業実施要領

事業開始時期

平成 25 年 7 月

事業の実施状況

(単位：店（事業所）)

年度	2	3	4	5	6
登録店数	80	80	75	74	78

※ 各年度 3 月末現在

概 要

都心部のヒートアイランド現象を緩和し、地球温暖化対策を推進するため、区有施設につる性植物を使用した緑のカーテンを設置することにより、遮熱と葉の蒸散作用による建物温度の上昇抑制、冷房負荷の低減を図ります。また、緑のカーテンの家庭への普及を図るため、区民を対象としたゴーヤ等のつる性植物の苗の配布を実施します。

内 容

1 緑のカーテンの設置

区立学校等、区有施設につる性植物（ゴーヤ等）をネットにはわせた「緑のカーテン」を設置します。

2 緑のカーテン用の苗の配布

区民を対象に、緑のカーテン用の苗（ゴーヤ等）を配布します。

事業経過

平成19年度 旧エコプラザで緑のカーテンを実験的に設置し温度計測を実施

平成20年度 緑のカーテンを区有施設 14 か所に、緑のマットを保育園 1 か所に設置

平成21年度 緑のカーテン講習会を開催

平成23年度 緑のカーテン用の苗（ゴーヤ等）を配布

平成29年度 緑のマットの設置を終了

令和元年度 緑のカーテン講習会を終了

事業の実施状況

（単位：箇所、株）

年度	2	3	4	5	6
緑のカーテン設置箇所	68	71	44	66	71
苗の配布数	中止	720	1,000	1,000	1,000

※ 令和2年度の区民を対象とした苗の配布は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

みなと区民の森づくり	地球温暖化対策担当				
概 要 手入れが行き届かずに荒廃した森を整備することによって、二酸化炭素の吸収林としてよみがえらせ、地球温暖化防止に役立てるため、あきる野市から約22haの市有林を借り受け「みなと区民の森」として整備しています。整備の過程で発生した間伐材は、エコプラザや幼稚園、小学校、中学校などの区有施設の内装材や家具のほか、保育園の遊具、公園の維持管理用材料など、区の様々な事業等で有効活用しています。また、区民を対象として、「みなと区民の森」や里山保全地域「横沢入」などで各種環境学習事業を実施しています。 （「みなと区民の森」所在地：あきる野市戸倉字刈寄谷） 内 容 1 「みなと区民の森」の整備 森の作業道の整備、間伐、枝打ち、下刈り、植樹など 2 環境学習の実施 対象：区民（パッケージ型環境学習※1、オリジナルツアー型環境学習※2）、保育園、小学校、児童館の児童等 内容：自然観察、植樹、里山散策、間伐材によるクラフト体験、農業体験等 ※1 区が実施日、場所、学習内容を決め、参加者を募集する。募集定員 20～40 人 ※2 区が指定する期間内で、参加者が希望日、同行者、場所、学習内容を決める。催行人数 7～20 人 3 環境学習施設の維持管理 みなと区民の森作業小屋等の維持管理、太陽光発電システムによる電力利用や売電など 事業開始時期 平成19年 5 月 事業経過 <table border="0"> <tr> <td>平成19年度</td><td>区とあきる野市が、平成29年3月31日までを土地使用貸借契約期間とし、「みなと区民の森づくり整備事業協定書」に調印 区民ボランティアの協力により、約10haの森林に作業道の整備、間伐、枝打ち、下刈り、植樹などを実施</td></tr> <tr> <td>平成20年度</td><td>「みなと区民の森」に作業小屋を建設し、太陽光発電システム（定格出力3.36kW）を設置 平成19年度整備実施部分を除く森林約10ha を整備</td></tr> </table>		平成19年度	区とあきる野市が、平成29年3月31日までを土地使用貸借契約期間とし、「みなと区民の森づくり整備事業協定書」に調印 区民ボランティアの協力により、約10haの森林に作業道の整備、間伐、枝打ち、下刈り、植樹などを実施	平成20年度	「みなと区民の森」に作業小屋を建設し、太陽光発電システム（定格出力3.36kW）を設置 平成19年度整備実施部分を除く森林約10ha を整備
平成19年度	区とあきる野市が、平成29年3月31日までを土地使用貸借契約期間とし、「みなと区民の森づくり整備事業協定書」に調印 区民ボランティアの協力により、約10haの森林に作業道の整備、間伐、枝打ち、下刈り、植樹などを実施				
平成20年度	「みなと区民の森」に作業小屋を建設し、太陽光発電システム（定格出力3.36kW）を設置 平成19年度整備実施部分を除く森林約10ha を整備				

平成28年度	パッケージ型環境学習を開始 区とあきる野市が、令和9年3月31日までの土地使用貸借契約期間の延長に合意し、「みなと区民の森づくり整備事業協定書」に調印
平成29年度	土地使用貸借契約締結 契 約 期 間：令和9年3月31日まで 使用貸借面積：約20ha に約2ha 追加 合計約22ha
平成30年度	オリジナルツアー型環境学習を開始

事業の実施状況

環境学習実施実績（実施回数、参加人数（延））

年度		2	3	4	5	6
保育園・児童館等		27 回※1 (606 人)	33 回※4 (709 人)	37 回 (918 人)	33 回 (800 人)	36 回 (840 人)
区民 (パッケージ型)	自然 体験	4 回※2 (58 人)	9 回 (133 人)	10 回 (272 人)	10 回 (322 人)	10 回 (292 人)
	農業 体験	中止※3	4 回 (77 人)	4 回 (150 人)	4 回 (143 人)	4 回 (140 人)
区民 (オリジナルツアー型)		中止※3	6 回 (33 人)	6 回 (64 人)	6 回 (76 人)	6 回 (97 人)
合計		31 回 (664 人)	52 回 (952 人)	57 回 (1,404 人)	53 回 (1,341 人)	56 回 (1,369 人)

※1 保育園・児童館等への出張型環境学習を実施

※2 うち2回は出張型環境学習を実施

※3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※4 うち23回は出張型環境学習を実施



■間伐体験の様子



■みなと区民の森環境学習施設

概 要

自然環境やエネルギーの活用について、各自治体での体験による学びを提供することで環境保全について考える機会となり、日常生活において環境に配慮した行動への取組のきっかけを作ります。

内 容

1 あきる野市

対象：小学3・4年生（令和6年度）

2 白河市

対象：小学5・6年生、保護者（令和6年度）

3 富士市

対象：小学5・6年生（令和6年度）

事業開始時期

平成19年度 あきる野市

平成30年度 白河市

令和6年度 富士市

事業の実施状況

事業の実施実績

1 あきる野市

年 度	2	3	4	5	6
実施場所	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			あきる野市	港区、近隣区
実 施 日				8月2日（水）	8月8日（木）
実施内容				川の生き物観察 竹箸づくり 等	養蜂見学 科学館見学 等
港区参加人数				12人	13人
あきる野市参加人数				12人	15人

2 白河市

年 度	2	3	4	5	6
実施場所	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			港区	白河市
実 施 日				8月9日（水）	7月28日（日） ～29日（月）
実施内容				都会の緑散策 養蜂見学 等	太陽光発電所見学 自然観察 等
港区参加人数				14人	21人
白河市参加人数				15人	12人

3 富士市

年 度	6
実施場所	富士市
実 施 日	7月24日（水）
実施内容	丸太の輪切り体験 間伐体験 等
港区参加人数	11 人

※ 富士市は令和6年度から事業開始

クールルーフ推進

地球温暖化対策担当

概 要

地球温暖化対策及びヒートアイランド対策を推進するため、区内に助成対象建築物を所有する個人又は法人等が、当該建築物の屋上又は屋根に高反射率塗料等被覆工事を実施する場合、材料費の一部又は全部を助成します。

内 容

助成対象者	助成額算出方法	上限額
区内に建築物を所有する個人	①、②のいずれか低い金額 ①高反射率塗料等の材料費の全額 ②助成対象面積(㎡)×2,000 円	30 万円
管理組合等		100 万円
区内に建築物を所有する 法人・個人事業者		

根拠法令等

港区高反射率塗料等材料費助成要綱

事業開始時期

平成 17 年度 クールルーフ推進協議会（千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、東京都他 7 団体）を設立し、環境省の補助を受け、助成事業を実施

平成 20 年度 区独自事業として実施

事業の実施状況

（単位：件、千円、㎡）

年度	2	3	4	5	6
件数	29	24	21	17	22
金額	4,961	4,815	4,723	2,845	3,333
助成対象面積	3,990.02	3,864.37	3,361.15	1,722.85	2,455.45

※ 助成対象面積は小数点第 3 位以下を切り捨てます。

創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成

地球温暖化対策担当

概 要

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減し、クリーンエネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギー機器、省エネルギー機器等を設置する区民、中小企業者等に対し、その経費の一部を助成します。

内 容

助成対象機器	助成対象者	令和6年度	
		助成額算出方法	上限額
太陽光発電システム	区民	太陽電池モジュールの公称最大出力 又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい値に応じて 200,000 円/kW	80 万円
	管理組合等		150 万円
	中小企業者等	太陽電池モジュールの公称最大出力 又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい値に応じて 150,000 円/kW	
蓄電システム	区民	初期実効容量に応じて 80,000 円/kWh	40 万円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	区民	機器費の 1/4	15 万円
事業所用高効率空調機器	中小企業者等	設置経費の 1/3	60 万円
管理組合等向け高効率空調機器	管理組合等	設置経費の 1/3	100 戸以下 250 万円 101 戸以上 600 万円
省エネルギー診断結果に基づく設備改修	中小企業者等	設置経費の 1/4	100 万円
高断熱サッシ	区民	設置経費の 1/4	10 万円
	管理組合等	①、②のいずれか低い金額 ①設置経費の 1/4 ②施工戸数×100,000 円	1,000 万円
管理組合等向けLED照明	管理組合等	設置経費の 1/3	120 万円
人感センサー付照明	管理組合等	設置経費の 1/2	25 万円
日射調整フィルム	区民	①、②のいずれか低い金額 ①設置経費の 1/4 ②助成対象面積(m ²)×4,000 円	4 万円
	管理組合等		40 万円
	中小企業者等		
電気自動車等用急速充電設備	区内に建築物を所有する個人又は中小企業者等、管理組合等、リース事業者	1 基当たりの機器本体価格の 1/4	50 万円 (1 基まで)
電気自動車等用普通充電設備			10 万円 (5 基まで)

事業の実施状況

助成件数実績

(単位：件、千円)

年度		2	3	4	5	6
太陽光発電システム	件数	6(1)	5(3)	10(2)	29(1)	43(2)
	金額	2,327	3,212	6,495	21,646	27,536
蓄電システム	件数	7	5	15	52	91
	金額	1,294	976	5,128	20,153	35,528
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	件数	7	7	2	3	8
	金額	1,050	1,050	300	450	1,200
日射調整フィルム	件数	28(2)	26(2)	41(3)	72(6)	47(3)
	金額	1,068	842	1,434	2,717	2,037
高断熱サッシ (区民)	件数	29	38	33	56	54
	金額	2,446	3,059	2,943	4,979	4,848
高断熱サッシ (管理組合等)	件数	3 [391]	5 [185]	6 [715]	1 [143]	1 [184]
	金額	26,600	18,500	39,750	10,000	10,000
人感センサー付照明	件数	1	2	0	3	4
	金額	250	217	0	750	742
事業所用高効率空調機器	件数	23(23)	40(40)	29(29)	52(52)	75(75)
	金額	5,427	11,432	8,433	20,562	30,466
管理組合等向け高効率空調機器	件数	—	—	—	2	8
	金額	—	—	—	743	22,221
省エネルギー診断結果に基づく設備改修	件数	7(7)	13(13)	12(12)	6(6)	17(17)
	金額	3,960	7,081	6,444	3,983	7,435
管理組合等向けLED照明	件数	15	34	38	46	42
	金額	8,423	14,606	24,000	29,953	29,289
電気自動車等用急速充電設備	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
電気自動車等用普通充電設備	件数	1	2	1	3	2
	金額	100	105	1	131	29
計	件数	127(33)	177(58)	187(46)	325(65)	392(97)
	金額	52,945	61,080	94,928	116,067	171,331

※ 件数欄の()は業務用の件数で内数、[]は施工戸数で外数

根拠法令等

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成要綱

港区電気自動車等用充電設備導入費助成要綱

事業経過

平成17年4月	住宅用太陽光発電システム設置費助成事業開始
平成20年4月	住宅用高効率給湯器（エコジョーズ、エコキュート）設置費助成事業開始
平成21年4月	太陽光発電システム設置費助成対象に集合住宅の管理組合等を加える 業務用高効率給湯器（エコジョーズ、エコキュート）設置費助成事業開始
平成21年11月	業務用太陽光発電システム設置費助成事業開始 業務用高効率空調機器設置費助成事業開始
平成23年4月	住宅・業務用太陽熱温水器設置費助成事業開始 住宅・業務用太陽熱ソーラーシステム設置費助成事業開始 業務用省エネルギー診断結果に基づく設備改修助成事業開始
平成23年7月	住宅・業務用日射調整フィルム設置費助成事業開始
平成24年4月	住宅・業務用ガス発電給湯器（エコウィル）設置費助成事業開始 住宅・業務用燃料電池システム（エネファーム）設置費助成事業開始 住宅用高断熱サッシ設置費助成事業開始 電気自動車等用急速充電設備設置費助成事業開始 電気自動車等用普通充電設備設置費助成事業開始
平成24年6月	住宅用蓄電システム設置費助成事業開始
平成25年3月	高効率給湯器（エコジョーズ）助成事業終了
平成25年4月	住宅用人体センサー付照明設置費助成事業開始 日射調整フィルム設置費助成対象に集合住宅の管理組合等を加える
平成26年3月	高効率給湯器（エコキュート）助成事業終了
平成27年4月	高断熱サッシ設置費助成対象に集合住宅の管理組合等を加える
平成30年3月	太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステム、ガス発電給湯器（エコウィル）、業務用燃料電池システム（エネファーム）助成事業終了
平成30年4月	燃料電池自動車導入費助成事業開始 管理組合等向けLED照明設置費助成事業開始
平成31年3月	燃料電池自動車導入費助成事業終了
令和5年10月	管理組合等向け高効率空調機器設置費助成事業開始

概要

令和4年度から令和6年度にかけて電動化が可能な全ての庁有車を、ZEV※を中心とした電動車に転換しました。

※ZEV（Zero Emission Vehicle）

ZEVとは、走行時にCO₂等を排出しない電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）のことです。

事業経過

- 令和4年度 本庁舎及び各地区総合支所（芝浦港南地区総合支所を除く）に普通充電設備を設置、まちづくり課の軽貨物車4台を電気自動車に転換
- 令和5年度 土木課の乗用車1台を電気自動車に転換、麻布地区総合支所及び芝浦港南地区総合支所のまちづくり課の原付バイク2台を電動バイクに転換
- 令和6年度 みなとりサイクル清掃事務所に普通充電設備を設置し、乗用車2台を電気自動車に転換

事業開始時期

令和4年度

※令和7年3月廃止



■令和4年度に導入した電気自動車

概 要

区内の事業所ビルに、省エネルギー対策や再生可能エネルギーを使用した電力への切替え等に関する助言を行う専門家である「脱炭素アドバイザー」を派遣し、事業所の具体的な脱炭素化を支援します。また、事業所の省エネルギーや脱炭素の取組を加速させることにより、区内の二酸化炭素排出量の削減を促進します。

内 容

脱炭素アドバイザーが、以下の支援を行います。

- 1 省エネルギー診断の実施に関する事
- 2 省エネルギー診断において提案された設備又は機器の運転管理改善策の試行運用に関する事
- 3 再生可能エネルギー100%電力への切替えに関する事
- 4 国、都、区、関連団体等による各種支援制度に係る情報提供に関する事

根拠法令等

港区事業所ビルの脱炭素に関する取組の推進事業実施要領

事業開始時期

令和5年4月

事業の実施状況

脱炭素アドバイザーの派遣実績 (単位: 件)

年度	5	6
件数	1	9

概 要

区の二酸化炭素排出量のうち建築物からの排出量は、全体の約８割を占めています。今後も再開発をはじめとした建築物の延べ面積の増加に伴い、二酸化炭素排出量の増加が予想されることから、区内の建築物について、省エネルギー性能に係る基準や人工排熱に係る基準を定め、環境配慮を誘導しています。

内 容

区内に延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築、増築又は改築する場合に、規模に応じたエネルギー使用の合理化や再生可能エネルギーの利用等による建築物の低炭素化に加え、ヒートアイランド現象の緩和のための措置を講ずることを建築主の責務とします。

1 建築物のエネルギー使用の合理化に関する措置

建築物の用途等に応じて以下の基準を定める。

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 工場等 | B E I 0.75以下 |
| (2) 事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等 | B E I 0.80以下 |
| (3) 病院等・飲食店等・集会所等 | B E I 0.85以下 |
| (4) 都市開発諸制度を活用 | B E I 0.78以下 |

※B E I とは、実際に建てる建物の設計一次エネルギー消費量を地域や建物用途等によって定められている基準一次エネルギー消費量で除した値で、数値が小さいほど設備の省エネルギー性能が高くなります。

2 建築物のヒートアイランド現象の緩和に関する措置

建築物からの人工排熱は地上5 m以上の高さとする。

根拠法令等

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例施行規則

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例に基づく環境配慮の目標基準等を定める要綱

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例実施要領

事業開始時期

令和3年4月

事業経過

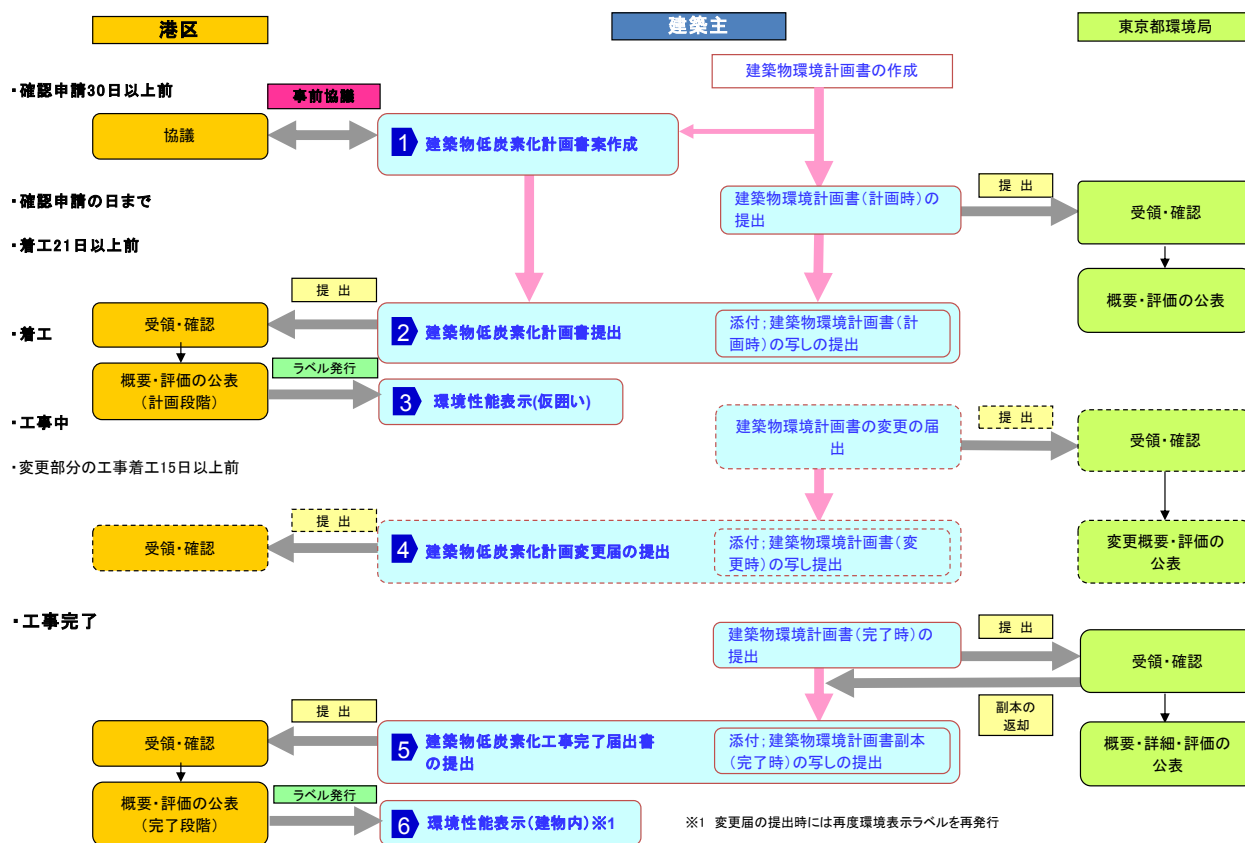
令和3年4月 港区民間建築物低炭素化促進指導要綱に基づく民間建築物低炭素化促進制度から移行

事業の実施状況

年度	3	4	5	6
建築物低炭素化計画書の提出	25件	29件	35件	41件
建築物低炭素化変更届出書の提出	0件	0件	1件	0件
建築物低炭素化完了届出書の提出	0件	3件	15件	24件

届出のフロー

建築主は、東京都知事に提出した「建築物環境計画書」又は所管行政庁若しくは登録省エネ判定機関に提出した「建築物エネルギー消費性能確保計画書」等の副本（添付書類を含む。）又は第三者評価機関に提出した「BELS申請書」の写しを添えて、区長に提出します。



(注) 代表的な例として、「建築物環境計画書」を添付して提出するフローを示しています。

概 要

建築物を新築する建築主に対し、当該建築物に省エネルギー性能機器等を設置する場合に要する経費の一部を補助することにより、区内建築物の省エネルギー性能の向上を図るとともに、区内建築物のエネルギー消費量を削減し、地球温暖化の防止及びヒートアイランド現象の緩和に寄与します。

内 容

1 補助対象者等

- ・補助対象経費に係る工事前の申請であること。
- ・延べ面積 2,000 ㎡以上の特定建築物を区内に新設する建築主であること。

2 補助対象となる建築物の省エネルギー性能

用途		主な省エネルギー性能
非住宅	事務所、官公署、学校、工場など	B E I 0.60 以下
	ホテル、旅館、病院、老人ホーム、百貨店、飲食店、食堂、喫茶店、集会場など	B E I 0.70 以下
住 宅	戸建住宅	B E I 0.80 以下、かつ 外皮平均熱貫流率 0.60[W/㎡K]以下
	共同住宅	B E I 0.80 以下、かつ 外皮平均熱貫流率 0.60[W/㎡K]以下

※B E I とは、実際に建てる建物の設計一次エネルギー消費量を地域や建物用途等によって定められている基準一次エネルギー消費量で除した値で、数値が小さいほど設備の省エネルギー性能が高くなります。

※外皮平均熱貫流率とは、住宅の断熱性能を示す指標で、外皮を介して逃げる熱量の合計を外皮面積で除した値で、数値が小さいほど断熱性能が高く、省エネルギー性能の高い住宅となります。

3 補助金額

一の特定建築物当たりの補助対象経費の 3 分の 1 (上限 500 万円)

根拠法令等

港区新築建築物への省エネルギー機器等設置費補助要綱

事業開始時期

令和 2 年 4 月

事業の実施状況

年度	2	3	4	5	6
補助実績件数	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件

概 要

二酸化炭素排出量の多い区内事業所に対し、事業活動に伴うエネルギー使用量や二酸化炭素排出量等の実績報告書の提出を義務付けるとともに自主的な削減目標や削減対策等の取組に関する報告を促すことで、事業者の環境配慮に対する意識の向上を図り、事業活動に伴う二酸化炭素の排出抑制を促進します。

内 容

1 対象事業所

- (1) 延べ面積が1万㎡以上の区内事業所
- (2) 東京都の地球温暖化対策報告書の報告義務対象の区内事業所
- (3) 東京都の総量削減義務と排出量取引制度対象の区内事業所

2 取組内容

- (1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の報告と主な報告内容の公開
- (2) テナント事業者と協力した地球温暖化の防止に関する対策を推進する体制整備
- (3) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減を更に促進する優秀水準の達成（努力義務）

根拠法令等

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例
 港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例施行規則
 港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例に基づく環境配慮の目標基準等を定める要綱
 港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例実施要領

事業開始時期

令和3年4月

事業の実施状況

年度	3	4	5	6
港区地球温暖化対策報告書提出事業所数	897	916	1,044	1,047

概 要

ヒートアイランド対策に取り組んでいる区内の建築物を「ヒートアイランド対策貢献建築物」として認定し、区ホームページ等で取組を広くPRすることで、普及・啓発を図り、区内におけるヒートアイランド対策を促進します。

内 容

1 制度対象

区内に新築、増築又は改築する建築物又は既存建築物
(個人が所有し、自己の居住の用に供する戸建て住宅を除く。)

2 申請要件

以下に定めるとおりヒートアイランド対策を実施していること。

- ・延べ面積 2,000 ㎡未満の場合…以下のうち 2 つ以上
- ・延べ面積 2,000 ㎡以上の場合…以下のうち 3 つ以上

(1) 排熱位置の高さによる配慮

(平均地盤面から 5 メートル以上の高さの確保)

(2) 高反射率塗料の塗布

(3) 日射調整フィルム又は熱線再帰性フィルムの貼付

(4) 高断熱サッシの導入

(5) 事業所用高効率空調機器の導入

(6) 屋上・壁面緑化及び敷地内の緑化

(7) その他ヒートアイランド現象緩和に資する対策と認められるもの

根拠法令等

港区ヒートアイランド対策貢献建築物認定制度実施要綱

事業開始時期

令和 4 年 11 月

事業の実施状況

年度	4	5	6
認定件数	0	0	0

概要

地球温暖化防止に貢献することを目的として、港区内の公共施設・民間建築物等での国産木材の使用を促進し、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。区内の二酸化炭素固定量を増加させるとともに、国内の森林整備の促進と森林の二酸化炭素吸収量の増大に寄与します。

内容

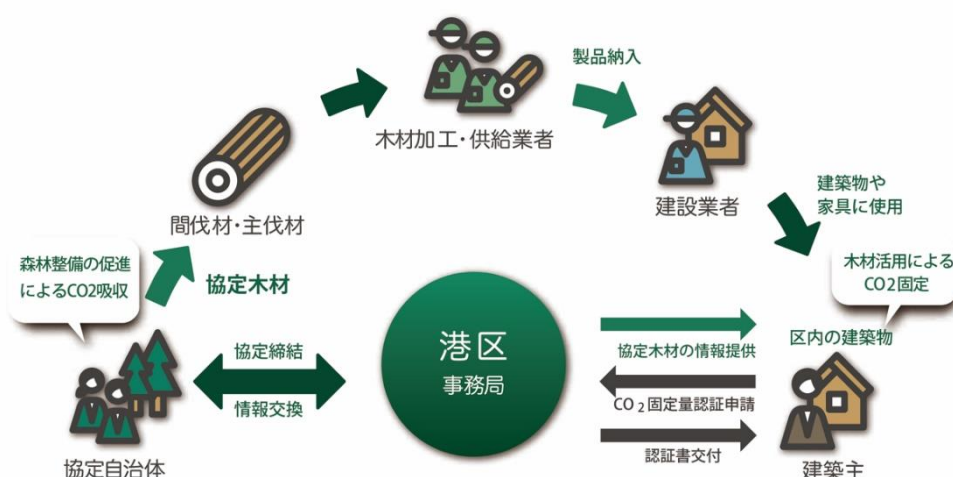
区内で延べ床面積 5,000 ㎡以上の建築物を建築する建築主に、国産木材使用計画書の提出を求め、1 ㎡当たり 0.001 ㎡を超える国産木材を使用するよう指導し、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。

本制度では、区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体（以下「協定自治体」といいます。）から産出された木材（以下「協定木材」といいます。）の使用を促しています。

また、区内のテナントビルで事業活動を行う事業者においては、1 ㎡当たり 0.001 ㎡を超える国産木材を使用した場合、テナント事業者の申請に応じて、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。

平成 30 年度からは、更なる木材活用の促進を図るため、協定木材を内外装や家具等の目に見える場所に使用したテナント店舗等を新たに開設又は改修するテナント事業者等に対し、協定木材を使用した際の経費の一部を助成しています。

<制度のイメージ>



根拠法令等

港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱

港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱

港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業助成金交付要綱

事業開始時期

平成23年10月 港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度
平成25年 9 月 港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定
認証制度
平成30年 5 月 港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業

事業の実施状況

港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度

年度	認証件数	二酸化炭素固定量 (t-CO ₂)
2	27	807.83
3	24	748.58
4	29	800.91
5	22	1,293.77
6	22	1,394.30

港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度

年度	認証件数	二酸化炭素固定量 (t-CO ₂)
2	7	6.76
3	5	20.29
4	4	3.31
5	1	0.13
6	1	2.10

港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業

年度	助成金活用件数
2	8
3	2
4	3
5	1
6	1

協定自治体(令和7年4月1日現在)

北海道	紋別市	埼玉県	秩父市	静岡県	静岡市	岡山県	津山市
	豊富町		飯能市		浜松市		真庭市
	津別町	東京都	あきる野市		富士宮市		西粟倉村
	滝上町		檜原村		富士市	山口県	長門市
青森県	十和田市	神奈川県	小田原市	三重県	川根本町	徳島県	三好市
岩手県	葛巻町	新潟県	村上市		松阪市		那賀町
	住田町	福井県	坂井市		尾鷲市	愛媛県	西条市
宮城県	石巻市		池田町	紀北町			西予市
	登米市	山梨県	北杜市	滋賀県	多賀町		久万高原町
秋田県	大館市		丹波山村	兵庫県	宍粟市	高知県	馬路村
	湯沢市	長野県	飯田市	奈良県	吉野町		中土佐町
	上小阿仁村		天龍村		黒滝村		梶原町
	仙北市	岐阜県	高山市		十津川村		四万十町
山形県	金山町		郡上市	川上村	福岡県	八女市	
	白鷹町		東白川村	東吉野村	熊本県	湯前町	
	米沢市		飛騨市	和歌山県	新宮市	宮崎県	都城市
福島県	いわき市		鳥取県	智頭町	延岡市		
	塙町			南部町	日南市		
	古殿町			日南町	えびの市		
栃木県	鹿沼市		島根県	隠岐の島町		諸塚村	
	日光市						
群馬県	沼田市						

概 要

区は「港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度」及び「港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度」（以下、両制度をまとめて「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」といいます。）を施行し、建築物の建築やテナント店舗等の工事の際に建築主やテナント事業者に対して区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体（以下「協定自治体」といいます。）から産出された木材（以下「協定木材」といいます。）及び国産木材の使用を促しています。

更なる協定木材をはじめとした国産木材の活用、国内の森林整備及び森林による二酸化炭素吸収の促進に資することを目的として、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度において認証した民間建築物等を表彰します。

内 容

1 表彰対象

「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に基づき、前年度１年間に認証した民間建築物等が表彰対象となります。

2 審査・選定基準

協定自治体が以下の選定基準により投票し、投票結果を受けて区が決定します。

- （１）木材の使用方法が公開性や視認性、デザイン性に優れ、創意工夫が見られること。
- （２）先進的な技術を利用して木材を使用していること。
- （３）木材の活用に先導的な役割を果たしていること。
- （４）協定木材等の利用に積極的に取り組んでいること。

根拠法令等

港区みなとモデル二酸化炭素固定認証制度表彰実施要綱

事業開始時期

令和４年４月

事業の実施状況

受賞件数

賞 名 \ 年 度	4※	5	6
最 優 秀 賞	3	1	1
優 秀 賞	9	2	1
奨 励 賞	9	2	2
特 別 賞	2	1	1
テナント店舗特別賞	4	1	1
合 計	27	7	6

※みなとモデル二酸化炭素固定認証制度開始から 10 年間（平成 23 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）の認証施設を対象とした。

概 要

区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結している全国の自治体（以下「協定自治体」といいます。）と国産木材の活用促進等についての情報共有や意見交換を行うため、首長による会議（以下「みなと森と水サミット」といいます。）を開催しています。

また、みなと区民の森づくり事業、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度など、地球温暖化対策としての日本の森林整備及び国産木材活用の促進に向けた区の取組を踏まえ、区民が、森の役割や森がもたらす豊かな恵みについて学ぶことを目的とした、親子向けワークショップや協定自治体グルメコラボを実施しています。

事業開始時期

平成 19 年 11 月

事業の実施状況

年度	実施日	実施内容	来場者数
2	令和 2 年 10/28	みなと森と水サミット 2020（WEB 会議形式） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、その他のイベントは中止	—
3	令和 3 年 10/26～12/12	みなと森と水サミット 2021（WEB 会議形式）、 親子向けワークショップ、協定自治体グルメコラボ	約 1,200 人
4	令和 4 年 10/27～12/17	みなと森と水サミット 2022（会場開催・WEB 会議形式 併用）、親子向けワークショップ、協定自治体グルメコ ラボ	約 1,200 人
5	令和 5 年 10/26～12/16	みなと森と水サミット 2023（会場開催・WEB 会議形式 併用）、親子向けワークショップ、協定自治体グルメコ ラボ	約 1,100 人
6	令和 6 年 10/24～12/21	みなと森と水サミット 2024（会場開催・WEB 会議形式 併用）、親子向けワークショップ、協定自治体グルメコ ラボ	約 1,400 人

概 要

「2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」を達成するため、区内で使用する電力の再生可能エネルギー（以下「再エネ」といいます。）割合 100%を目指す再エネ普及促進プロジェクト「MINATO再エネ 100」を掲げ、区有施設に率先して再エネ 100%の電力を導入するとともに、区内事業者や区民の再エネ電力への切替えを促進します。

内 容（主な取組）

- 1 MINATO再エネオークションの実施（区内事業者向けの取組）
 - 2 首都圏再エネ共同購入プロジェクトの実施（区内事業者向けの取組）
 - 3 MINATO再エネ 100 電力利用事業者認定（区内事業者向けの取組）
 - 4 再エネ電力を供給している小売電気事業者情報の公開（区民向けの取組）
 - 5 港区中小企業融資あっせん制度の「環境対策融資」又は「創業支援融資」を受ける事業者に補助金を交付（区内事業者向けの取組）
 - 6 区有施設における再エネ 100%の電力の導入（区有施設の取組）
- ※その他、東京都が実施する「みんなのうちに太陽光」キャンペーンの周知に協力

根拠法令等

港区再エネ電力普及促進プロジェクト「MINATO再エネ 100」実施要綱

事業開始時期

令和3年12月

※MINATO再エネオークションのみ令和3年11月から開始

事業の実施状況

1 MINATO再エネオークション利用実績

年度	3	4	5	6
利用事業者数	1	6	1	2

2 首都圏再エネ共同購入プロジェクト利用実績 ※令和4年度から実施

年度	4	5	6
利用事業者数	3	3	6

3 MINATO再エネ100 電力利用事業者認定

年度	3	4	5	6
認定事業者数	0	0	3	2

4 再エネ電力を供給している小売電気事業者情報の公開

年度	3	4	5	6
参加小売電気事業者数（累計）	5	4	5	7

5 補助金交付利用実績 ※令和6年度から実施

年度	6
利用事業者数	0

概 要

区内で使用される電力の再生可能エネルギー（以下「再エネ」といいます。）割合100%を目指す再エネ普及促進プロジェクト「MINATO再エネ 100」を推進するため、使用する電力を再エネ 100%由来の電力に切替えるきっかけとして、個人・中小企業者に対し、区内共通商品券を交付します。

内 容

区内の建築物で使用する電力を再エネ 100%由来の電力に切替え、以降3か月以上継続して使用した個人・中小企業者に対し、区内共通商品券2万円を交付します。

根拠法令等

港区「MINATO再エネ 100」再エネ電力導入サポート事業実施要綱

事業開始時期

令和4年10月

事業実績

（単位：件、千円）

年度		4	5	6
申請	件数	10 (0)	38 (0)	14 (0)
	金額	200	760	280

※申請件数欄の（ ）は事業者の件数

みなとりサイクル清掃事務所

区の清掃施設

みなとりサイクル清掃事務所

概要

区内の家庭から出る資源やごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、区が収集し、処分しています（少量排出事業者についても、家庭ごみの収集に支障のない範囲で、区が廃棄物処理手数料を徴収した上で収集していますが、現在、新規事業者の収集は受け付けていません。）。

内容

区が収集した資源やごみの中間処理や最終処分は、以下の施設で行っています。

1 港区の清掃施設

施設の名称	施設の役割
みなとりサイクル 清掃事務所 (港南 3-9-59)	資源やごみの収集に関する相談等について、電話や窓口で対応しています。 また、区の廃棄物処理に関する計画の策定や、正しい資源とごみの分別方法、ごみを減らすための工夫などに関する啓発活動も行っています。 このほか、区が所有するごみ収集車の整備等も行っています。
芝浦清掃作業所 (港南 3-1-18)	資源・ごみ集積所から収集した不燃ごみを大型車に積み替える施設です。リサイクルが可能な金属類等を手作業で回収し、発火の恐れがあるスプレー缶やライターを安全に破碎処理しています。令和4年度から、不燃ごみとして収集した陶磁器・ガラス類、おもちゃもリサイクルのためピックアップ回収を行っています。年末年始を除き、日曜日に粗大ごみの直接持ち込みの受入をしています。
新堀粗大ごみ中継所 (芝 3-2-14)	収集した粗大ごみを大型車に積み替える施設です。 リサイクルが可能な金属類や、木製品をピックアップ回収しています。
みなとりサイクル清掃 事務所作業連絡所 (元麻布 3-9-6)	麻布、赤坂地区に多い狭小路地で回収したびん・缶やペットボトル、古紙等の資源を大型車に積み替える施設です。
港資源化センター (港南 5-7-1)	資源・ごみ集積所から回収した資源プラスチックやびん・缶、ペットボトルから、リサイクルに適さない異物を手作業等で除去し、民間のリサイクル施設に運搬するための圧縮や梱包を行っています。

2 港区以外が管理運営する関連施設

施設の名称	施設の役割
港清掃工場 (港南 5-7-1)	資源・ごみ集積所から収集した可燃ごみを焼却する施設です。東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営を行っています。
京浜島不燃ごみ処理 センター (大田区京浜島 3-7-1)	不燃ごみを破碎して減容化する施設です。区の不燃ごみは芝浦清掃作業所で積み替え、こちらの施設に搬入しています。東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営を行っています。
粗大ごみ破碎処理 施設 (江東区海の森 2-4-79)	粗大ごみを破碎して減容化する施設です。区の粗大ごみは新堀粗大ごみ中継所で積み替え、こちらの施設に搬入しています。東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営を行っています。
中央防波堤外側埋立 処分場 (江東区海の森 3丁目地先) 新海面処分場 (江東区青海 3丁目地先)	清掃工場で発生する焼却灰や破碎した不燃ごみ、粗大ごみを埋立処分する施設です。 東京都が管理運営を行っています。

このほか、金属類や木製の粗大ごみ等については、民間事業者にリサイクルを委託しています。

清掃一部事務組合・清掃協議会分担金

みなとりサイクル清掃事務所

概 要

平成 12 年 4 月「地方自治法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、清掃事業が東京都から各区へ事務移管されました。特別区が共同して円滑な清掃事業を実施するため設置した、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会の分担金及び負担金を各区で負担しています。

内 容

- 1 東京二十三区清掃一部事務組合の主な事務
東京二十三区と共同処理する必要があるごみ処理施設等の整備及び管理運営に関する事務
- 2 東京二十三区清掃協議会の主な事業
廃棄物収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務

根拠法令等

東京二十三区清掃一部事務組合同規約
東京二十三区清掃協議会規約

事業開始時期

平成 12 年 4 月

事業の実施状況

(単位：円)

年 度	東京二十三区 清掃一部事務組合分担金	東京二十三区 清掃協議会負担金
2	1,389,054,000	300,000
3	1,591,604,000	300,000
4	1,242,703,000	400,000
5	1,336,191,000	400,000
6	1,928,879,000	400,000

概要

ごみの減量やリサイクルの推進を図るには、区民や事業者の理解と協力が重要です。平成 12 年度から清掃事業が東京都から区に移管され、区の特성에応じた事業を実施するために様々な普及・啓発活動を行っています。

内容

1 「港区の清掃とリサイクル」の発行

清掃とリサイクルについて、現状と区の取組をまとめた「港区の清掃とリサイクル」を毎年度発行しています。

事業開始時期 平成 14 年度

2 分別ガイドブックの発行

分別及び清掃事業全般についてまとめた「資源とごみの分別ガイドブック（日本語版・英語版・中国語版・ハングル版）」を発行しています。

事業開始時期 平成 20 年度

3 清掃事業及び港資源化センター紹介DVDの貸出

資源・ごみの正しい分別方法や清掃事業全般について紹介するために、清掃事業及び港資源化センター紹介DVDを作成し、貸し出しています。

事業開始時期 平成 20 年度

4 施設見学会

清掃事業やリサイクル事業の実態を区民に理解してもらうために港資源化センターで 10 名以上の団体の施設見学を受け入れています。なお、令和 2 年度から令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止及び施設改修工事のため、受け入れを中止しました。

事業開始時期 平成 11 年度

実施状況

(単位：団体、人)

年 度	2	3	4	5	6
団 体 数	0	0	0	0	8
参加人数	0	0	0	0	152

5 出前講座の実施

3Rの概要や段ボールコンポストを理解してもらうため、町会・自治会や自主グループ等に区の職員を講師として派遣しています。

事業開始時期 平成 12 年度

実施状況

(単位：回、人)

年 度	2	3※	4	5	6
実施回数	1	2	2	0	0
参加人数	8	3	23	0	0

※ 1 回はオンラインによる実施のため、参加人数は不明

6 年代別啓発リーフレットの発行

港区の清掃とリサイクルについてまとめた「港区のごみとリサイクル（小学生低学年用・高学年用、中学生用）」を毎年度発行しています。

なお、令和3年度から紙媒体の発行を廃止し、電子媒体によるタブレットの利用を開始しました。

事業開始時期 平成15年度

7 環境学習

次世代を担う子どもたちに環境問題についての関心を高めてもらうことを目的に、区内の小学校や中学校、幼稚園、保育園等を訪問して、環境学習を行っています。

環境学習実施回数

(単位：回)

年 度		2	3	4	5	6
実施回数	小学校・中学校	2	2	2	1	1
	幼稚園・保育園	0	1	1	5	4

8 エコライフ・フェアMINATO及びみなと区民まつりへの参加

清掃事業への理解と、ごみ減量やリサイクル推進による循環型社会の実現をPRするため出展しています。

例年の出展内容

(エコライフ・フェアMINATO)

- ・啓発パネル、パンフレット配布
- ・イベント回収例（ふとん、廃食用油、使用済み小型家電、不用園芸土等の回収）
- ・清掃車の展示

事業開始時期 平成9年度

(みなと区民まつり)

- ・啓発パネル、パンフレット配布
- ・清掃車の展示

事業開始年度 平成9年度

9 ごみ分別アプリ

資源・ごみの分別や地域別回収・収集日の検索、出し忘れを防止するアラーム等の機能を備えたスマートフォン向けのアプリケーションを無料で配信しています。

事業開始時期 平成28年12月

ダウンロード数

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
日本語版	1,803	1,922	2,506	2,332	2,430
英語版	100	73	145	86	126
合計	1,903	1,995	2,651	2,418	2,556

清掃協力会支援事業

麻布地区総合支所協働推進課
赤坂地区総合支所協働推進課
みなとりサイクル清掃事務所

概要

区内のごみの減量及び適正な処理の推進を図るため、清掃協力会が行う事業に対し、補助金を交付し支援しています。

内容

- 1 補助金交付対象団体
 - (1) 麻布清掃協力会
 - (2) 赤坂青山清掃協力会
- 2 補助金交付対象事業
 - (1) ごみの減量のための普及・啓発事業
 - (2) ごみの適正な処理のための普及・啓発事業
 - (3) その他、生活環境の向上を図る事業

根拠法令等

港区清掃協力会補助金交付要綱

事業開始時期

平成8年4月

事業の実施状況

補助金交付実績

事業の実績に応じて1団体当たり年9万円

※ 事務事業については、清掃協力会を所管する麻布地区総合支所及び赤坂地区総合支所で行っています。

ごみ排出実態調査

みなとりサイクル清掃事務所

概 要

区内の家庭及び少量排出事業者から排出されるごみの量と組成を調査し、ごみ、資源の分別状況等の実態及び排出地域特性等を総合的に把握し、ごみの減量化、資源の再生利用等の推進を図ります。港区一般廃棄物処理基本計画の進捗管理の基礎資料としても活用しています。

(令和2・3・5・6年度は未実施)

内 容

令和4年度に住居形態別(5形態)の各2か所の調査地域からサンプルを収集し、調査しました。

【令和4年度調査概要】

- (1)実施時期 令和4年10月14日(金)～令和4年10月27日(木)まで
- (2)調査地域 10地域(①戸建住宅、②集合住宅(管理良好)、③集合住宅(一般的管理)、④单身集合住宅、⑤住商混合の5形態から各2か所ずつ調査地域を選定)
- (3)調査対象物 各集積所の可燃ごみ、不燃ごみ、資源(古紙、びん、缶及びペットボトル)、資源プラスチックを分析しました。サンプルの収集は、みなとりサイクル清掃事務所が行いました。

事業開始時期

平成15年2月

事業の実施状況

(可燃ごみ組成の内訳)

(単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
2	—	—	—	—
3	—	—	—	—
4	67.6	1.2	18.6	12.6
5	—	—	—	—
6	—	—	—	—

(不燃ごみ組成の内訳)

(単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
2	—	—	—	—
3	—	—	—	—
4	4.0	72.9	7.2	15.9
5	—	—	—	—
6	—	—	—	—

(資源組成の内訳)

(単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
2	—	—	—	—
3	—	—	—	—
4	1.2	0.6	98.1	0.1
5	—	—	—	—
6	—	—	—	—

(資源プラスチック組成の内訳)

(単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
2	—	—	—	—
3	—	—	—	—
4	9.2	0.7	2.5	87.6
5	—	—	—	—
6	—	—	—	—

※ ごみ排出時の外袋は、可燃ごみの中に含めています。

可燃・不燃ごみの収集

みなとリサイクル清掃事務所

概 要

区内の家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみは区が収集します。事業所から排出される廃棄物は、自己処理（民間の廃棄物処理業者への委託や清掃工場への持ち込み）が原則ですが、少量排出事業者については、家庭ごみの収集に支障のない範囲で区が有料で収集しています（現在、新規事業者の収集は受け付けていません。）。

内 容

可燃ごみ（燃やすごみ）は、生ごみや、汚れが落とせないプラスチック、再資源化できない紙類、ゴム、皮革製品、CD、ビデオテープ、衣類、紙おむつ等です。

不燃ごみ（燃やさないごみ）は、陶磁器、ガラス類、金属製品、30 cm未満の小型家電製品、カセットボンベ、スプレー缶、電球等です（平成20年10月から、分別区分が変更され、プラスチックについては資源プラスチックとして回収しています。）。

可燃ごみや不燃ごみは、地域ごとに定められた収集日に集積所に出されたものを清掃車で収集していますが、台場地区の可燃ごみについては専用の「ごみ管路収集輸送システム」を使用しています。

平成27年3月から、小型プレス車を使用していた不燃ごみ収集について、スプレー缶や使い捨てライター等による車両火災を防ぐため、積み込んだ廃棄物を圧縮しないタイプの軽小型貨物車に変更しました。また、大型集合住宅の不燃ごみについても、平成30年4月から軽小型貨物車を使用し収集を行っています。

事業所から排出される廃棄物は、民間廃棄物収集運搬業者へ収集を委託するよう周知しています。なお、事業所から排出される一般廃棄物については、臨時持込ごみとして、排出事業者が直接、港清掃工場へ持ち込むことも可能です。この際の事務手続については区が受け付けています。

この他、区では新橋や六本木など大きな繁華街の一部について、地元の町会や商店会と連携して、店舗や事業所から排出されるごみを自己処理に導き、街の美観を保つよう取り組んでいます。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

収集回数等

種 別	収集場所	収集頻度	搬入先
可燃ごみ	集積所	週 2 回	港清掃工場
不燃ごみ		月 2 回	京浜島不燃ごみ処理センター

※可燃ごみは、区内全域（台場地区除く。）を3区分し、月・木、火・金、水・土に収集

※不燃ごみは、区内全域を12区分し、第一・第三の月曜日から土曜日及び、第二・第四の月曜日から土曜日に収集

可燃ごみ・不燃ごみの収集量の推移

（単位：t）

年度 区分	2	3	4	5	6
可燃ごみ	48,948	47,595	46,641	45,952	45,553
不燃ごみ	1,950	1,862	1,768	1,741	1,620
※管路ごみ	1,503	1,556	1,775	1,928	1,944
合 計	52,401	51,013	50,184	49,621	49,117

※台場地区の可燃ごみ（焼却は有明清掃工場で行っています。）

臨時持込ごみ

（単位：件）

年 度	2	3	4	5	6
承認件数	653	487	462	548	495

概 要

区内の家庭から出る家具などの大きなごみ（最大辺が30cm以上の品物）は、粗大ごみとなり、有料（処理券方式）で区が収集しています。

従来から行っている戸別収集や高齢者・障害者世帯などからの運び出し収集に加えて、平成27年2月からは、日曜日に限り芝浦清掃作業所への直接持ち込みも受け入れています。なお、粗大ごみの収集及び直接持ち込みには、事前の申し込みが必要です。

令和5年3月からは、区単独の粗大ごみ受付センターである「みなと粗大ごみ受付センター」の運営を開始しました。

内 容

1 申込手続

区が委託する「みなと粗大ごみ受付センター」に電話、インターネット及びAIチャットボットで申し込みます。

2 排出方法

手数料に応じた金額分の「有料粗大ごみ処理券」を貼付し、指定された日に、戸別収集の場合は玄関前などに排出し、直接持ち込みの場合は芝浦清掃作業所に持参します。

3 区で収集できないもの

家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）、パソコン、消火器、バッテリーなど

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 特定家庭用機器再商品化法（通称：家電リサイクル法）
 資源の有効な利用の促進に関する法律
 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
 港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
 港区粗大ごみの運び出し収集実施要綱

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

収集量と申込件数

(単位：収集量は t、申込件数は件)

年 度		2	3	4	5	6
収 集 量		2,641	2,760	2,867	2,801	2,748
申 込 件 数	戸別収集	135,016	143,224	144,541	143,366	160,189
	運び出し	755	514	961	1,061	1,011
	直接持ち込み	4,133	4,145	4,110	4,467	5,709
	合 計	139,904	147,883	149,612	148,894	166,909

※令和 3、4 年度版事業概要の 2 年度収集量は、2,641 t に訂正します。

令和 6 年度粗大ごみ収集量（上位 10 品目）

順 位	品 目
第 1 位	箱物家具
第 2 位	いす（ソファを除く）
第 3 位	布団
第 4 位	スーツケース
第 5 位	テーブル
第 6 位	衣装箱
第 7 位	掃除機
第 8 位	敷物
第 9 位	照明器具
第 10 位	マットレス

概要

区では、「港区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の発生抑制（リデュース）を最優先に、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組を区民・事業者とともに推進しています。

廃棄物のうち、再使用、再生利用が可能なものは、資源として回収しており、区民・事業者が主体となって行うものと、区が主体となって行うものがあります。

内容

資源回収品目は、資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトル、使用済み乾電池、使用済み小型家電製品、古着、使用済み蛍光灯等 17 品目です。

1 区民・事業者が主体となって行う資源回収

(1) 集団回収

おおむね 10 世帯以上の区民の皆様で構成する町会・自治会、PTA、管理組合などの団体が、家庭から出る古紙（新聞・雑誌・段ボール・紙パックなど）、びん・缶・布類などの資源を分別して集め、資源回収業者に引き渡してリサイクルしています。区では、こうした集団回収を行う団体に対して、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等の支援をしています。

※平成 30 年 7 月 1 日から中小企業基本法上の小規模企業者が排出する古紙（産業廃棄物を除く。）も回収対象としました。

※令和 3 年 4 月 1 日から、資源回収量 1 キログラム当たり 6 円を支払っていた報奨金を、品目別に上げました（新聞、雑誌、段ボール、金属類、びん類、その他は 7 円、布類は 10 円、紙パック、その他再生可能紙は 20 円）。

※令和 3 年 4 月 1 日から、集団回収のネットワークを支える古紙回収業者の経営を支援するため、古紙の市況価格が大幅に下落した場合に適用する、回収業者に対する助成制度を開始しました（古紙の市況価格が 8 円/kg を下回る場合、古紙回収量 3 円/kg）。

※令和 3 年 4 月 1 日から、優良な資源回収業者の区への登録及び紹介を開始しました。

(2) 小規模事業所のリサイクル

区内の小規模事業所から出る古紙等のリサイクルルートを確保し、事業者の自己処理責任による資源リサイクルを円滑に進めるため、「みなとエコ・オフィス町内会」、「港区オフィスリサイクルシステム」の 2 つのシステムへの支援を行っています。

2 区が主体となって行う資源回収

(1) 資源プラスチックの回収

平成 20 年 10 月から週 1 回、資源プラスチック回収日に、区内全域の集積所で回収しています。

(2) 古紙、びん及び缶の回収

平成 11 年度から週 1 回、資源回収日に区内全域の集積所で回収しています。

- (3) ペットボトルの回収
平成 18 年 7 月から週 1 回、資源回収日に区内全域の集積所で回収しています。
令和 4 年 4 月から、回収した使用済みペットボトルを全てペットボトルにリサイクルする水平リサイクルを開始しました。
- (4) 使用済み乾電池の回収
昭和 59 年度から、各総合支所や区立図書館等で拠点回収しています。
- (5) 使用済み小型家電製品の回収
平成 24 年 9 月から、各総合支所・台場分室、みなとりサイクル清掃事務所及びエコプラザで拠点回収を開始しました。
現在は、三田・飯倉・青山・白金台の各いきいきプラザ及び芝浦港南区民センターの 5 か所を加え、全 14 か所で拠点回収しています。また、令和 3 年 4 月から、不燃ごみからピックアップ回収を開始しました。
- (6) 古着の回収
平成 25 年 5 月から、みなとりサイクル清掃事務所、みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所及びエコプラザで拠点回収を開始しました。現在は、各総合支所・台場分室の 6 か所に加え、令和 3 年 4 月から芝浦港南区民センター、神明・南麻布・ありす・西麻布・青山・白金台の各いきいきプラザ、浜松町駅北口自転車等駐車場及び港区スポーツセンターの 9 か所を増設し、全 18 か所で回収しています。
- (7) 使用済み蛍光灯の回収
平成 25 年度から、集積所で回収した不燃ごみからピックアップ回収しています。
また、平成 25 年 5 月から、みなとりサイクル清掃事務所、みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所及びエコプラザで拠点回収しています。
- (8) イベント回収
平成 24 年度から廃食用油・使用済み小型家電製品等のイベント回収を実施しています。
- (9) 金属製品、コード類の回収
平成 24 年 5 月から、区が収集した不燃ごみ・粗大ごみから、金属製品、コード類をピックアップ回収しています。
- (10) ふとんの回収
平成 26 年 1 月から、粗大ごみとして出された羽毛ふとんをピックアップ回収しています。羽毛ふとん以外のふとんについて、現在回収対象外です。
- (11) ペットボトルキャップの回収
平成 26 年 3 月から、みなとりサイクル清掃事務所、いきいきプラザ等で拠点回収しています。
- (12) 廃食用油の回収
平成 26 年度から、みなとりサイクル清掃事務所及びみなとりサイクル清掃事務所作業連絡所で拠点回収しています。
- (13) 廃木材の回収
平成 28 年度から、区が収集した粗大ごみから、木製品をピックアップ回収しています。
- (14) 陶磁器・ガラス類の回収
令和 3 年度から、みなとりサイクル清掃事務所及びみなとりサイクル清掃事務所作業連絡所で拠点回収しています。また、令和 4 年度から、区が収集した不燃ごみからピックアップ回収しています。

(15) おもちゃの回収

令和4年6月から、みなとリサイクル清掃事務所及びエコプラザで拠点回収しています。また、令和4年度から、区が収集した不燃ごみから金属複合物を含むおもちゃをピックアップ回収しています。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
港区集団回収実践団体支援要綱
港区集団回収古紙回収業者助成金交付要綱

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

1 区民・事業者が主体となって行う資源回収

集団回収

（単位：kg）

年 度		2	3	4	5	6
紙 類	新聞	1,204,792	1,183,857	1,161,214	1,043,655	932,680
	雑誌	1,373,022	1,245,728	1,240,955	1,182,729	1,127,579
	段ボール	2,179,079	2,156,632	2,142,846	2,136,349	2,102,489
	紙パック	2,437	3,979	4,525	4,682	5,112
	その他再生可能紙	24,858	26,001	21,835	20,529	22,006
	計	4,784,188	4,616,197	4,571,375	4,387,944	4,189,866
布 類		19,014	19,366	22,996	25,210	34,151
金 属 類	鉄類	98,633	73,427	66,258	58,562	56,347
	アルミ類	179,787	162,867	145,411	141,808	136,360
	その他	0	311	137	306	103
	計	278,420	236,605	211,806	200,676	192,810
び ん 類		182,155	175,506	166,002	152,828	146,365
そ の 他		159,327	155,536	153,735	142,379	149,077
合 計		5,423,104	5,203,210	5,125,914	4,909,037	4,712,269
活動団体数		404	409	412	422	420

小規模事業所のリサイクルシステム加入者数

（単位：事業所）

年 度	2	3	4	5	6
みなとエコ・オフィス町内会	116	116	124	122	127
港区オフィスリサイクルシステム	221	225	225	225	211

2 区が主体となつて行う資源回収

(単位：kg)

年 度		2	3	4	5	6
集積所回収	資源プラスチック	2,844,660	2,705,720	2,650,510	2,561,880	2,583,580
	古紙	7,642,550	7,659,930	7,661,790	7,276,090	6,707,370
	びん・缶	4,667,768	4,501,511	4,214,297	4,077,289	3,934,183
	ペットボトル	1,358,480	1,366,210	1,330,010	1,447,890	1,618,710
拠点回収	使用済み乾電池	7,792	5,751	7,783	7,237	7,666
		50拠点	50拠点	50拠点	50拠点	22拠点
	使用済み小型家電製品	2,114	2,183	1,664	1,367	1,228
		13拠点	13拠点	13拠点	13拠点	14拠点
	古着	61,699	89,006	91,249	87,536	90,100
		9拠点	18拠点	18拠点	18拠点	18拠点
	使用済み蛍光灯	108	131	55	37	38
		3拠点	3拠点	3拠点	3拠点	3拠点
	ペットボトルキャップ	604	686	844	2,748	2,965
		10拠点	18拠点	18拠点	17拠点	17拠点
	廃食用油	295	150	135	128	130
		2拠点	2拠点	2拠点	2拠点	2拠点
イベント回収	陶磁器類	-	659	1,713	1,652	1,670
		-	2拠点	2拠点	2拠点	2拠点
	ガラス類	-	187	901	677	738
		-	2拠点	2拠点	2拠点	2拠点
	おもちゃ	-	-	508	1,063	1,435
		-	-	2拠点	2拠点	3拠点
	廃食用油	-※	-※	20	19	21
		-※	-※	1回	1回	2回
	使用済み小型家電製品	-※	-※	2	8	10
		-※	-※	1回	1回	1回
	ふとん	-※	-※	25	30	20
		-※	-※	1回	1回	1回
ピックアップ回収	不燃ごみ	金属製品	466,010	426,330	398,660	417,340
			25,282	17,393	12,146	10,479
			27,273	25,248	20,783	19,236
			-	3,037	2,883	2,426
			-	-	8,990	6,250
			-	-	4,850	3,440
			-	-	1,097	1,890
	粗大ごみ	金属製品	259,490	246,990	110,300	160,020
			541	445	300	587
			324,620	379,720	427,360	417,910

※新型コロナウイルス感染症防止対策により、イベント中止等の理由で、回収量実績がありません。

概 要

高齢者や障害者世帯などへの戸別訪問収集の実施など、区民のニーズを踏まえたきめ細かい清掃事業を展開しています。

内 容

1 戸別訪問収集

平成 13 年 7 月から戸別訪問収集を行っています。65 歳以上の人、要介護認定を受けている人、身体障害者手帳等の交付を受けている人、指定難病等に罹患している人、妊娠中の人のみで構成する世帯や、一部のひとり親世帯等で、自力で資源・ごみを集積所に出すことが困難で、かつ身近な人の協力が得られない世帯を対象に、区職員が自宅を訪問してごみ等を収集しています。事前の連絡がなく、ごみ等が出されていない場合は、本人が利用している訪問介護事業者等と連携して、安否確認を行っています。

2 粗大ごみの運び出し収集

65 歳以上の人、要介護認定を受けている人、身体障害者手帳等の交付を受けている人、指定難病等に罹患している人、妊娠中の人のみで構成する世帯や、一部のひとり親世帯等で、自力で自宅から粗大ごみを出すことが困難で、かつ身近な人の協力が得られない世帯を対象に、区職員が自宅を訪問して粗大ごみを運び出し収集しています（運び出しに先立ち、区職員が下見を実施し、建物を損傷させるおそれがある場合などはお受けしていません。）。

3 早朝収集

新橋、六本木などの一部の繁華街を対象に、通勤等により混雑する時間帯前の午前 7 時台にごみを収集し、街の美観や通行に支障が生じないように努めています。

4 防鳥用ネットの交付

カラスや猫などによる集積所のごみの散乱を防ぐため、希望する区民に防鳥用ネットを交付しています。みなとりサイクル清掃事務所や各総合支所でお渡ししています。

5 ふれあい指導

ごみの減量やリサイクルを推進して、資源循環型社会を構築していくため、ごみの分別方法の説明、収集曜日以外に排出されたごみや分別が不適切なごみの排出者の特定及び指導を行っています。また、集積所における様々なトラブルの解消を目指し、パトロールの実施及び区民や事業者との対話を中心とする「ふれあい」を基本に、きめ細かな指導を行っています。

(1) 収集職員による指導

収集作業中や清掃車が清掃工場にごみを搬入している間の待機時間に、分別されていないごみや事業系ごみの有料ごみ処理券の貼付漏れなど、不適正なごみの排出者が特定できた場合には、指導を行っています。

(2) ふれあい指導班による指導

街の美観保持とごみの適正排出を啓発するため、事業者や管理が不十分な集積所の利用者への排出指導、集積所への不法投棄を監視するパトロール、地域の清掃活動の支援などの取組を行っています。

- 6 戸別訪問収集時におけるAED（自動体外式除細動器）の携行
令和元年9月から戸別訪問収集に携わる区職員がAED（自動体外式除細動器）を携行し、心肺停止にある高齢者等があったときは救命措置を行っています。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
港区戸別訪問収集実施要綱
港区防鳥用ネット交付要綱
港区資源・ごみ集積所の設置等及び収集開始に関する事務取扱要綱
港区粗大ごみの運び出し収集実施要綱

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

戸別訪問収集

（単位：件）

年 度	2	3	4	5	6
収集件数	596	619	645	628	657
新規申込件数	183	131	179	137	156

粗大ごみ運び出し件数（令和6年度）

1,011 件

防鳥用ネット交付枚数（令和6年度）

（単位：枚）

大（4×3m）	中（3×2m）	小（1.5×1.5m）
171	194	194

ふれあい指導件数等（令和6年度）

（単位：件）

業 務 内 容	6
分別・排出指導等	2,972
不法投棄の調査・回収等	4,862
集積所の新設・廃止・相談等	219
臨時ごみ・ボランティアごみ・ごみの後出し回収等	786
防鳥用ネット、資源用コンテナ、パンフレットの配布等	1,409
その他 ※	170

※ その他は、主に集積所看板（警告看板）の設置、交換、修理等のメンテナンス業務です。

AED（自動体外式除細動器）の携行台数（令和6年度）

8 台

民有地の不法投棄物対策支援事業

各総合支所協働推進課
みなとりサイクル清掃事務所

概要

民有地に放置された不法投棄物を区が回収、処分するとともに再発防止策の支援を実施することで、区民の生活環境を確保します。

内容

- (1) 民有地に放置された不法投棄物の回収、保管及び処分
- (2) 不法投棄物を投棄されないための再発防止策の支援

根拠法令等

港区民有地の不法投棄物対策支援事業実施要綱

事業開始時期

令和5年4月（令和6年度までは環境課、令和7年度からみなとりサイクル清掃事務所に移管）

事業の実施状況

年度別申請件数

（単位：件）

項目	地区 年度	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦 港南	合計
	5	19	23	20	8	6	76
申請件数	6	14	13	16	9	3	55

資源持ち去り防止パトロール

みなとりサイクル清掃事務所

概 要

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、区長及び区規則で定める者以外の者が資源・ごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止したことに伴い、資源持ち去り防止パトロールを実施しています。

内 容

区内の資源・ごみ集積所をパトロールし、集積所に排出された資源の状況を確認するとともに、区民が排出した資源を無断で持ち去る者に対し、その行為について警告を行い、その場所で積んだ資源を降ろすよう指導します。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

事業開始時期

平成 21 年 9 月

事業の実施状況

(単位：日、件)

年 度 \ 区 分	パトロール実施日数	警告書交付件数
2	308	5
3	311	5
4	207	3
5	202	10
6	207	0

概要

区が収集する事業系一般廃棄物及び粗大ごみ等に係る廃棄物処理手数料をごみ処理券により徴収します。

内容

ごみ処理券には、事業系有料ごみ処理券及び有料粗大ごみ処理券の2種類があり、区が指定する区内の商店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等のごみ処理券取扱所や、みなとりサイクル清掃事務所で販売しています。

なお、生活保護や児童扶養手当等を受けている場合、災害・ボランティア活動でごみが出た場合など一定の条件を満たしている場合は手数料を減額又は免除します。

1 事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料

区が収集する事業系一般廃棄物は、事業者の自己処理責任の徹底及びごみの排出抑制・再利用・資源化を図るため、ごみ量に応じた廃棄物処理手数料を事業系有料ごみ処理券により徴収しています。

事業系有料ごみ処理券（種別）

特大・70リットル相当	1セット 5枚	(1枚 609円)	3,045円
大・45リットル相当	1セット 10枚	(1枚 391円)	3,910円
中・20リットル相当	1セット 10枚	(1枚 174円)	1,740円
小・10リットル相当	1セット 10枚	(1枚 87円)	870円

2 粗大ごみの廃棄物処理手数料

家庭から出る粗大ごみは、有料粗大ごみ処理券により廃棄物処理手数料を徴収しています。

平成27年2月から、従来の戸別収集に加えて、毎週日曜日に芝浦清掃作業所で直接持込みを受け入れています。この場合の手数料は、標準重量10kgまでは無料、それ以外の収集品目については戸別収集の廃棄物処理手数料の半額とします。

有料粗大ごみ処理券（種別）

有料粗大ごみ処理券A	1枚 200円
有料粗大ごみ処理券B	1枚 300円

品目別標準重量	手数料（戸別収集）	手数料（直接持込み）
標準重量 10 kg	400円	無料
標準重量 20 kg	900円	400円
標準重量 30 kg	1,300円	600円
標準重量 50 kg	2,300円	1,100円
標準重量 60 kg	2,700円	1,300円
標準重量 70 kg	3,200円	1,600円

3 多量ごみ・臨時ごみの廃棄物処理手数料

家庭ごみの収集は原則無料ですが、以下の場合は手数料が必要です。

(1) 多量ごみ

地域ごとに決められた収集曜日に1日当たり10kgを超える量のごみを排出する場合は、その10kgを超えた分。

(2) 臨時ごみ

地域ごとに決められた収集曜日以外に臨時にごみを排出する場合。

単位	手数料
1kg当たり	46.0円

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

港区有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券取扱所の設置に関する要綱

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

有料ごみ処理券販売実績

（単位：千円）

年 度	2	3	4	5	6
事業系有料ごみ処理券	231,175	226,717	221,751	234,710	230,353
有料粗大ごみ処理券	175,664	185,037	186,355	187,996	190,555
合 計	406,839	411,754	408,106	422,706	420,908

動物死体の引取り

みなとりサイクル清掃事務所

概 要

動物の死体のうち、25kg 未満のものに限り、飼主等から区に依頼のあったものや、道路上、敷地内等で見つかったものを委託事業者が引き取り、動物専用霊園で合同火葬及び合同埋葬をしています。

内 容

1 敷地内での動物死体の引取り

敷地内における動物の死体は、原則として飼主又は土地の管理者等の責任で処分することになっていますが、飼主等から区に依頼があった場合には有料で、飼主等が不明の動物の死体は無料で引き取ります。

2 道路上（都道）の動物死体の引取り

道路上の動物の死体は道路管理者が引き取りますが、都道上の動物の死体は、東京都から委託を受けて区が引き取っています。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

事業開始時期

平成 12 年 4 月（東京都から移管）

事業の実施状況

（単位：頭）

種 別 年 度		犬			猫			その他			合 計		
		有 料	無 料		有 料	無 料		有 料	無 料		有 料	無 料	
			そ 他	都 道		そ 他	都 道		そ 他	都 道		そ 他	都 道
2	内訳	36	2	1	55	63	21	58	405	134	149	470	156
	合計	39			139			597			775		
3	内訳	39※	0	0	50※	43	18	58※	499	161	147※	542	179
	合計	39			111			718			868		
4	内訳	33※	0	0	50※	35	8	60※	528	110	143※	563	118
	合計	33			93			698			824		
5	内訳	33※	1	0	40※	23	3	84※	598	93	157※	622	96
	合計	34			66			775			875		
6	内訳	19※	1	0	36※	36	4	54※	656	124	109※	693	128
	合計	20			76			834			930		

※令和 3、4、5、6 年度は新型コロナウイルス感染症による区民の経済的負担を軽減するため手数料を免除しています。

概 要

資源・ごみの集積所又は集合住宅の保管場所（以下「集積所等」といいます。）の管理において、環境の美化やごみの減量化、資源化等に積極的に取り組む区民や団体を表彰しています。

内 容

1 優良集積所の要件

区民からの自薦又は推薦、収集職員からの推薦のあった集積所等で、次の（１）から（４）のいずれかの要件を満たすもののうち、特に優れていると認められるものを優良集積所として表彰しています。

- （１）資源・ごみの分別ルール・排出時間（収集曜日当日）が守られている。
- （２）資源・ごみを収集した後、清掃等により集積所等が清潔に保たれている。
- （３）防鳥用ネット・資源用コンテナが収集後、集積所等から引き上げられ、適切に管理されている。
- （４）その他、ごみの減量化や資源化の自主的な取組を行っている。

2 港区優良集積所等表彰（令和６年度表彰）

令和６年度は２か所の集積所等について、管理する区民・団体を表彰しました。

根拠法令等

港区優良集積所等表彰実施要綱

港区優良集積所等表彰審査会設置要領

事業開始時期

平成 25 年 1 月

事業の実施状況

（単位：か所）

年度	2	3	4	5	6
表彰集積所数	3	4	3	2	2

概要

ごみの減量、資源化に積極的に取り組む区内の小売店を「みなとエコショップ」として認定しています。さらに、認定店の中から顕著な取組を実施している店舗を「港区ごみ減量優良エコショップ」として年1回表彰しています。みなとエコショップの取組内容は、区ホームページ等に掲載し、区民にみなとエコショップを積極的に利用していただけるよう広く紹介しています。



■認定ステッカー

内容

1 認定の要件

- (1) 売り場の延床面積 1,000 ㎡未満の区内小売店であること。
- (2) 簡易包装の推進や環境に配慮した商品の販売など、区が指定する全7項目の認定基準のうち2項目以上に取り組んでいること(同項目中で2事例以上の取組を実施している場合も可)。

2 認定店のPR

- (1) 認定店には、認定書と認定ステッカーを贈呈します。
- (2) 認定期間中(2年間)は「店舗紹介」や「ごみの減量・資源化の取組内容」の記事を区ホームページ等で紹介します。

3 みなとエコショップでの買い物行動の促進(平成25年4月開始)

認定店での区民の買い物行動を促進するために、みなとエコショップで買い物をした際のレシートの枚数に応じて「みなとエコチャレンジ」の環境行動ポイントが付与され、貯まったポイントに応じて港区内共通商品券や環境省が推進するエコ・アクション・ポイントなどと交換できます。

4 港区ごみ減量優良エコショップ表彰

令和6年度は1店舗を表彰し、港区長から表彰状を贈呈しました。

根拠法令等

みなとエコショップ表彰制度実施要綱

港区ごみ減量優良エコショップ表彰審査会設置要領

事業開始時期

平成24年12月

事業の実施状況

(単位: 店舗)

年度	認定店舗数	うち新規店舗数	表彰店舗数
2	162	26	7
3	164	2	3
4	166	2	1
5	171	5	1
6	130	1	1

概 要

港資源化センターでは、区が回収した資源プラスチック、ペットボトル、びん、缶を選別、圧縮、梱包し、再生工場へと引き渡すための中間処理を行っています。

内 容

- ・資源プラスチック（プラスチック製容器包装、製品プラスチック）の中間処理
- ・ペットボトルの中間処理
- ・びん（リターナブルびん・無色・茶色・その他）の中間処理
- ・缶（アルミ缶・スチール缶）の中間処理

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業開始時期

平成 11 年度

事業の実施状況

資源引渡量

（単位：kg）

年 度			2	3	4	5	6
ス チ ッ ク プ ラ	プラスチック製 容器包装		1,617,920	1,597,450	1,515,270	1,446,990	1,464,860
	製品プラス チック(注1)		553,900	610,090	619,250	595,820	580,260
ペットボトル			1,363,610	1,364,050	1,394,610	1,486,082	1,536,994
び ん	リターナブル		71,580	70,652	72,636	34,930	58,720
	ワ ン ウ ェ イ	無色	1,283,610	1,183,190	1,100,919	1,082,526	1,107,789
		茶色	618,260	599,520	541,218	515,811	496,990
		その他	2,004,640	1,923,490	1,797,162	1,751,039	1,546,483
缶	アルミ缶		397,640	412,390	396,848	385,760	404,475
	スチール缶		279,510	275,730	260,550	225,475	215,281
古 紙 (注2)	新聞		783,100	991,120	1,021,890	854,870	943,970
	雑誌		2,795,980	2,636,520	2,481,100	2,267,390	1,881,670
	段ボール		4,063,470	4,032,290	4,158,800	4,153,830	3,881,730

※ 資源引渡量とは、区が資源として回収したもののうち、港資源化センターで残さを除去し中間処理した成果物を再生工場へ引き渡した量です。

令和4年度以降のびん・缶及び令和6年度以降のペットボトルについては、一部民間中間処理施設での中間処理及び再生工場への引渡量を含んでいます。

(注1)製品プラスチックの他に自治体独自処理分のプラスチック製容器包装も含みます。

(注2)古紙は、民間の施設で中間処理し、再生工場へ引き渡しています。新聞の引渡량には、紙パックの引渡量を含みます。

概要

地球温暖化の主な原因である温室効果ガスの排出量を削減し、また、海洋プラスチックごみの発生を抑制するため、プラスチック廃棄物を正しく処分することの重要性を啓発し、プラスチックごみの発生抑制を推進します。

内容

1 パネル展示

海洋プラスチックの現状について港清掃工場にてパネル展示をしています。また、海洋プラスチック問題の啓発等に取り組む企業・団体を紹介する展示会を令和6年10月28日から11月8日までの期間、みなとパーク芝浦で開催しました。

2 清掃車のラッピング

区の清掃車（小型プレス車）8台に、プラスチックごみ発生抑制を啓発するラッピングをしています。

3 分別啓発看板の集積所設置

プラスチックの更なる分別の徹底を区民に啓発する看板を作成し、集積所に設置しています。

4 啓発用チラシ等の制作

プラスチックごみの発生抑制を推進するチラシやパンフレットを制作し、窓口等で配布します。

5 啓発イベントの実施

令和7年3月15日に消費者センターにて、海洋へのプラスチック流出問題について区内小学生を対象とした啓発を行いました。

6 マイボトル普及啓発

マイボトルの持ち歩きを推奨し、ペットボトルの使用抑制や廃棄削減のため、区本庁舎及び各総合支所にマイボトル対応型の給水機を設置しました。

7 港区役所「使い捨てプラスチック」削減方針策定

区の事務事業及び施設管理から排出される「使い捨てプラスチック」をゼロにするため、「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を定め、令和2年4月から取組を開始しました。

会議、イベントでのプラスチック製品の不使用、プラスチック製啓発品の配布や包装の廃止、施設内のペットボトル自動販売機の切替、庁舎内のコンビニなどでのレジ袋の配布取り止めなど、区自らが先導的に使い捨て型の資源利用から脱却することで、区民、事業者等の取組を喚起・牽引するとともに、海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた啓発事業や環境学習、マイバッグ利用促進などの取組を効果的に展開します。

事業開始時期

平成31年4月



■パネル展示（港清掃工場）



■清掃車のラッピング

3 R 推進事業

みなとりサイクル清掃事務所

概要

港区一般廃棄物処理基本計画に基づき、区民・事業者・区の三者が協働・連携して、区のごみ減量及びリサイクルを推進するための具体的な方策を検討し、様々な事業を実施しています。

内容

港区一般廃棄物処理基本計画の理念に基づき、平成18年10月に「港区3R推進行動会議」を設置しました。この会議では、区民・事業者・区の三者が協働・連携して3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進めていくための具体的な方策を検討しています。

また、この会議において、一般廃棄物処理基本計画に掲げるごみ量削減目標を実現するために、事業（みんなと3R）を実施しています。

港区3R推進行動会議の構成 (単位：人)

	団体名等	定数
座長	学識経験者	1
消費者	港区消費者団体連絡会	2
区民	公募区民	2
清掃協力会	麻布清掃協力会	1
	赤坂青山清掃協力会	1
生産者・流通業者		4
行政	芝地区総合支所協働推進課長	1
	産業振興課長	1
	環境課長	1
	みなとりサイクル清掃事務所長	1
計		15
事務局	みなとりサイクル清掃事務所	

行動プラン

港区3R推進行動計画は、港区一般廃棄物処理基本計画に基づき、3つの基本方針をもとに進めています。

港区にいるすべての人に3Rの大切さを知ってもらう

港区にいるすべての人が、すぐにでも3Rを実践するためのきっかけをつくる

区民・事業者・区の連携を促進し、3Rを推進する

事業開始時期

平成 18 年 10 月

事業の実施状況

港区 3 R 推進行動会議開催回数 (単位：回)

年度	2	3	4	5	6
回数	3	2	4	4	4

3 R 推進事業

(単位：回)

年度	事業内容	回数
2	3 R 実践部会	0
	区民向け学習会	1
	リユース食器貸出し事業	0
	リユース食器レンタル料補助事業	0
	パネル展示会（みなとパーク芝浦）	1
	イベントによる資源回収（区と共催により実施）	0
	港区立エコプラザとの連携事業	1
	海洋プラスチック問題啓発イベント	1
	リユース♡♡ブリッジ（子ども服の交換会）	1
3	3 R 実践部会	0
	区民向け学習会	2
	リユース食器貸出し事業	0
	リユース食器レンタル料補助事業	0
	パネル展示会（港区役所本庁舎ロビー）	1
	イベントによる資源回収（区と共催により実施）	0
	海洋プラスチック問題啓発イベント	1
	リユース♡♡ブリッジ（子ども服の交換会）	2
4	3 R 実践部会	1
	区民向け学習会	2
	リユース食器貸出し事業	3
	リユース食器レンタル料補助事業	0
	パネル展示会（みなとパーク芝浦）	1
	イベントによる資源回収（区と共催により実施）	1
	海洋プラスチック問題啓発イベント	1
	リユース♡♡ブリッジ（子ども服の交換会）	1
5	3 R 実践部会	1
	区民向け学習会	0
	リユース食器貸出し事業	8
	リユース食器レンタル料補助事業	0
	パネル展示会（みなとパーク芝浦）	1
	イベントによる資源回収（区と共催により実施）	1
	海洋プラスチック問題啓発イベント	1
	リユース♡♡ブリッジ（子ども服の交換会）	3
6	3 R 実践部会	0
	段ボールコンポスト出前講座	4
	リユース食器貸出し事業	15
	リユース食器レンタル料補助事業	0
	パネル展示会（みなとパーク芝浦）	2
	イベントによる資源回収（区と共催により実施）	2
	海洋プラスチック問題啓発イベント	1
	リユース♡♡ブリッジ（子ども服の交換会）	2

概 要

食品廃棄物・食品ロス削減のため、食べきり強化月間や30・10（さんまる・いちまる）運動、食べきり協力店登録制度の利用促進、生ごみ処理機購入費助成、フードドライブの実施等、様々な機会を通じて普及啓発を推進します。

内 容

1 食べきり強化月間

宴会やパーティーが多くなる年末年始及び歓送迎会シーズンを「食べきり強化月間」とし、料理を残さずおいしく食べきることを啓発しています。

（冬の陣）12月16日～翌年1月15日

（春の陣）3月16日～4月15日

啓発方法

- ・区有施設や品川駅東口自由通路のデジタルサイネージに啓発動画を配信
- ・本庁舎及び各総合支所に横断幕、懸垂幕を設置

事業開始時期 平成29年12月

2 30・10（さんまる・いちまる）運動

（1）外食時の30・10運動

宴会等の外食時に、宴会開始後の30分間と終了前の10分間は料理をおいしく食べることで、食品ロスを減らす取組です。

（2）家庭版30・10運動

毎月30日は「冷蔵庫クリーンアップデー」で賞味期限や消費期限が近い食材を積極的に活用する日、毎月10日は「もったいないクッキングデー」で普段捨ててしまいがちな野菜の皮等の活用や、余った料理をリメイクする日として食品ロスを減らす取組です。

3 食べきり協力店登録制度

食べ残し等の削減に取り組む区内の飲食店・宿泊施設を対象に、食べきり協力店として登録します。

【登録の要件】

下記の取組項目を、1つ以上実践する店舗を食べきり協力店として登録します。

- （1）小盛メニュー等の導入
- （2）食べ残しを減らすための呼びかけ
- （3）ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- （4）食品リサイクルの実施
- （5）フードシェアリングアプリケーションソフト等の活用
- （6）フードバンクへの食品の提供
- （7）その他の食べ残しを減らすための工夫

【登録店のPR】

区民・在勤者等に食べきり協力店の取組を広く紹介し、積極的に利用するよう呼びかけています。

- （1）申請者に対して登録証、ステッカーを交付します。
- （2）登録店舗を、区ホームページへの情報掲載やパネル展等で紹介します。
- （3）食べきり協力店ガイドブックを発行し、登録店の取組内容を紹介しています。



■食べきり協力店ステッカー

根拠法令等 港区食べきり協力店登録制度実施要綱
事業開始時期 平成 28 年 11 月

実施状況 (単位：店舗)

年度	認定店舗数	うち新規店舗数
2	203	70
3	234	31
4	265	31
5	295	30
6	324	29

4 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

家庭から排出される生ごみの減量及び環境負荷を低減するため、家庭用生ごみ処理機等購入者に助成金を交付しています。

根拠法令等 港区家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱
事業開始時期 平成 19 年 10 月

実施状況 (単位：世帯)

年 度	2	3	4	5	6
助成世帯数	80	133	92	145	146

5 家庭用生ごみ処理機の無料貸出し

生ごみ処理機の効果等を体験したいという区民に、1 世帯につき 1 台まで無料で貸出ししています。 ※貸出し期間は 3 か月以内

根拠法令等 港区家庭用生ごみ処理機貸出要領
事業開始時期 平成 24 年 10 月

実施状況 (単位：世帯)

年 度	2	3	4	5	6
貸出世帯数	4	6	1	1	2

6 フードドライブの実施

常設受付窓口（令和 7 年 3 月 31 日現在）

芝地区総合支所	麻布地区総合支所	赤坂地区総合支所
高輪地区総合支所	芝浦港南地区総合支所	台場分室
みなとりサイクル清掃事務所	エコプラザ	がん在宅緩和ケア支援センター
白金台いきいきプラザ ※大規模回収工事に伴い、令和 8 年 6 月 30 日（予定）まで休止		

事業開始時期 平成 28 年 2 月

イベント時の実施状況 (単位：回)

年 度	2	3	4	5	6
実施回数	1	1	2	2	3

令和 6 年度未利用食品回収量
1,742kg

家具のリサイクル展

みなとりサイクル清掃事務所

概要

家具のリユース（再使用）を推進するため、区内の家庭で不用になった良質な木製家具等を無料で引き取り、希望者に有料販売しています。

内容

区内の家庭から引き取った家具は、簡単な清掃をした上で港資源化センターに展示し、希望者に有料販売しています。

平成 25 年度までは展示期間を定めて家具のリサイクル展を開催し、希望者に抽選のうえ無料（運搬料は自己負担）で提供していましたが、家具のリユース（再使用）をさらに推進するため、平成 26 年 4 月 1 日からは通年で開催し、展示家具を先着順で有料販売しています。また、令和 3 年度から、家具のリサイクル展日曜日開催を年 5 回実施しています。

*日程につきましては、広報みなと及びホームページでお知らせしております。

なお、港資源化センターでの展示以外にも、年 1 回小さな家具のリサイクル展を開催し、希望者に抽選のうえ無料で提供しています。

事業開始時期

平成 7 年度

事業の実施状況

引取件数・販売件数及び小さな家具のリサイクル展での引渡し件数（単位：件）

	年度	2	3	4	5	6
家具のリサイクル展（通年開催）						
引取件数		1,529	1,601	1,652	1,651	1,678
販売件数		1,388	1,345	1,723	1,625	1,755
小さな家具のリサイクル展（引渡し件数）		7	14	7	9	10

概要

不燃ごみ・粗大ごみから回収した電化製品のコードやケーブル（以下「廃コード」といいます。）の剥離、使用済み携帯電話（スマートフォン以外。以下「携帯電話」といいます。）及びおもちゃの分解業務を障害者就労支援施設に委託し、電子基盤等に含まれる金属のリサイクルをしています。

内容

廃コード、携帯電話及びおもちゃについては、これまで、ごみの中継施設において手作業で分別回収又は拠点回収し、そのまま民間事業者に売却してきました。しかし、廃コードは、被覆しているビニールを剥離して、銅線のみを売却、また、携帯電話及びおもちゃは基盤、金属複合物とプラスチックに分解して売却する方が、売却価格が高くなることや、剥離したビニールは売却先が産業廃棄物として、焼却により処理されているため、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素も発生します。

このため、区は廃コードから銅線を取り出す作業及び携帯電話やおもちゃの分解作業を障害者就労支援施設に委託しています。委託経費は、取り出した銅線等の売却収入を充て、区の財政負担を抑制しつつ、障害者の雇用や工賃のアップ、就労支援の拡大を図っています。

また、剥離後のビニールや分解後のプラスチックは、資源プラスチックと同様にリサイクルしています。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

事業開始時期

平成 30 年 4 月（携帯電話・令和 2 年 4 月、おもちゃ・令和 4 年 4 月）

事業の実施状況

（単位：kg）

年度	処理量	銅線取出し量	携帯電話引渡量	おもちゃ引渡量
2	27,310	1,756	754	—
3	27,898	1,235	663	—
4	23,916	1,158	484	1,940
5	21,644	1,228	257	1,890
6	18,670	1,294	238	1,275

概 要

新たに建築される大規模建築物について、廃棄物の保管場所の設置を指導しています。

内 容

大規模建築物から排出されるごみの減量化及び適正処理のため、区内に下記要件に該当する建築物を建設しようとする者に対して、その建築物又は敷地内に再利用対象物保管場所・廃棄物の保管場所を設置し、事前に届け出る義務を課しています。

- ・「再利用対象物保管場所」－ 事業で使用する延べ面積が1,000 m²以上の建築物
- ・「廃 棄 物 保 管 場 所」－ 延べ面積が1,000 m²以上の建築物
区では、届出に基づく保管場所及び保管設備が、環境衛生上及び作業上支障があると認められるときは、改善の指示等を含む適切な指導を行っています。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
港区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要綱
港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届受理件数（単位：件）

年 度	2	3	4	5	6
件 数	75 (5)	75 (7)	58 (3)	69 (1)	66 (0)

（ ）内は平成17年4月から施行された港区単身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例（1,000 m²未満）による届出で、内数です。

概 要

循環型社会の形成を目指して、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の減量及びリサイクルの推進、廃棄物の適正処理等を指導しています。

内 容

事業用途に供する床面積が1,000 m²以上の大規模建築物の所有者に対して、廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するために、以下のように必要な指導・支援等を行っています。

- ・建物から排出される廃棄物等の総排出量や再利用率等を報告する「再利用計画書」の提出を義務付けており、その内容を踏まえて、ごみ減量アドバイザーを同行した立入検査による排出指導を行っています。
- ・廃棄物の減量及び適正処理に対する理解を深めるために、各建築物における廃棄物管理責任者を対象とした講習会を実施しています。
- ・事業系廃棄物の減量と資源の再利用に積極的で優れた取組を行っている事業者を表彰することにより、その功績を称えとともに、模範的で優れた取組を広く紹介しています。

また、事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上排出、又は臨時に排出する事業者で、清掃工場に搬入する事業者を対象に一般廃棄物管理票（以下「マニフェスト」といいます。）の提出を義務付けています。このマニフェスト制度とは、排出事業者が自ら作成したマニフェストを通じて、廃棄物の処理の流れを明確にして、管理する制度です。これにより排出事業者等が廃棄物の排出や処理に関しての責任（排出者責任）を意識し、適正処理を確保していくことを目的としています。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

港区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

港区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱

港区ごみ減量優良事業者等表彰実施要綱

事業開始時期

平成12年度（※港区ごみ減量優良事業者等表彰は平成21年度から）

事業の実施状況

廃棄物管理責任者講習会受講対象・再利用計画書提出対象建築物件数

(単位：件)

年 度 用 途	2	3	4	5	6
オフィスビル	805	831	818	815	817
店舗ビル	26	25	24	22	25
ホテル・結婚式場	66	71	70	70	69
工場・研究所	5	5	5	5	5
倉庫・流通センター	28	26	26	25	24
医療機関	12	12	12	13	13
学校	53	53	54	53	54
駅舎	37	37	36	37	36
その他建築物	73	81	78	81	80
合 計	1,105	1,141	1,123	1,121	1,123

※ 床面積 3,000 m²以上の建築物の件数です。

事業用大規模建築物への排出指導件数

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
件 数	40	36	104	297	347

※ 事業用途の床面積が 1,000 m²以上の建築物が対象です。

マニフェスト適用対象事業者の申請件数

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
件 数	11	7	7	13	8

港区ごみ減量優良事業者等表彰件数

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
延 床 面 積 5,000 m ² 以上	2	4	2	2	0
延 床 面 積 1,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	0	0	0	0	1

概 要

一般廃棄物処理業の許可証の交付及び指導

内 容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により、一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする事業者に、申請に基づき許可証を交付します。また、適正な処理を確保するために行政指導・立入検査等を実施します。

なお、許可事務については、平成 25 年度から管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会において行っています。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

地方自治法

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

東京二十三区清掃協議会規約

事業開始時期

平成 12 年 4 月（平成 12 年 4 月から平成 18 年 3 月まで、及び平成 25 年 4 月からは東京二十三区清掃協議会取扱）

事業の実施状況

許可業者数

（単位：事業者）

年度	2	3	4	5	6
収集・運搬業	319	318	314	314	311
処分業	0	0	0	0	0

概 要

浄化槽清掃業の指導

内 容

浄化槽法及び港区浄化槽清掃業の許可に関する条例により、浄化槽の清掃を業として行う事業者には、行政指導・立入検査等を実施します。

なお、許可事務については、平成 25 年度から管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会において行っています。

根拠法令等

浄化槽法

地方自治法

港区浄化槽清掃業の許可に関する条例

港区浄化槽清掃業の許可に関する規則

東京二十三区清掃協議会規約

事業開始時期

平成 12 年 4 月（平成 12 年 4 月から平成 18 年 3 月まで、及び平成 25 年 4 月からは東京二十三区清掃協議会取扱）

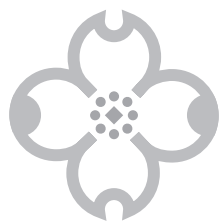
事業の実施状況

許可業者数

（単位：事業者）

年度	2	3	4	5	6
浄化槽清掃業	45	44	45	45	45

港区「区の木・区の花」



区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ

発行番号 2025071-5611

港区の環境リサイクル

令和7年度（2025年度）版

令和7年（2025年）8月発行

編集・発行 港区環境リサイクル支援部環境課
東京都港区芝公園1-5-25
電話 03（3578）2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

